

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年6月5日 午前10時00分 招集
2. 令和2年6月19日 午前10時00分 開議
3. 令和2年6月19日 午後2時39分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	9 番	園田浩文
10 番	菅敏徳	11 番	市原正
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

欠席議員

8 番 谷崎利浩

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	監査委員事務局長兼 特別定額給付金事業対策班長	山本繁樹
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦美保子	住環境課長	藤田浩司
税務課長	市原修二		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 提案理由の説明

日程第2 議案第58号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。8番議員、谷崎利浩君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規則に基づきまして、私語・雑談等につきましては御遠慮いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 市長をはじめ、執行部の皆さん、議員各位、早朝より雨の中に傍聴に来ていただきましたありがたい市民の皆様、また今日は地元より傍聴に来ていただいております。そして、また報道の方々も来ていただいております。改めて、おはようございます。

ちまたではコロナウイルス感染症ということで、全世界におきましてパンデミックの状態であります。先日、阿蘇中学校のほうに様子を見に足を運んでみました。私が大変心を痛めていますのが、やはり中体連の中止で3年間の集大成ということで子どもたちがしっかりと頑張ってきた中で中体連の中止、高校では高校総体の中止、また夏の甲子園までも中止ということで、高校生に関しては代替えの競技あたりを考えているというところで、中学校の部活動の状況を校長先生に聞いたところ、3年生、やっている人もいれば、もう受験に向かって勉強しているという方もいると聞かれました。授業のほうも密を避けて2クラスに分かれてやっておられました。阿南教育長の校長会あたりでの指導がしっかりと地に着いているなと感心していたところではございます。

それでは、一般質問のほうに入らせていただきます。今日は梅雨を迎える中で、市民が一番懸案に思っております避難所対策について質問をいたします。今朝も、午前4時だったと思いますが、大雨警報が発令されて、自主避難所が開設をされたところではございます。これちょっと総務部長に答弁をお願いしたいんですが、昨年3月、内閣府のほうで避難勧告等に関するガイドラインが警戒レベルについて見直しが行われております。一昨年だったですかね、首長が不在で、出張か何かに行かれていて、判断が遅れて、避難指示を出すのが遅れて犠牲者が出たという事例がっております。うちの市長も大変多忙でございます。東京に行かれたり、畜産市場に激励に行かれたりと、熊本県内にいらっしゃる分は大丈夫なんですけど、県外に行かれたときのこの防災の体制、市長がいないときはどういうところで、誰が、どの時期に判断するのかということ、総務部長、答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

市長が身近におられないときの防災体制、阿蘇市におきましてはBCP計画の策定を行っております。その中で、指揮するもの、本部長となるもの、優先順位を付けておまして、まず市長でありますけれども、市長が不在の際には副市長、副市長不在の場合には私のほうである程度指揮を執るようにはいたしております。そういったこともありますし、県内、携帯電話も通じますので、市長のほうには、朝であろうが、夜であろうが、的確に情報は伝えて、有事の際には指示を仰ぐようにはいたしているところではございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 地震のときは市長も入院をされとって、こちらの市民とやはり行政のほうに気がなるということで、病院を出られて対応に当たられたと聞いておりますので、そのところはしっかりとお願いしたいと思います。

昨夜のように大雨警報が今朝方出ているんですけれども、自主避難所を開設しますというところで、安全メールで周知がありました。こういう場合のこの避難のケース、ケースバイケースだと思うんですけれども、避難所への避難というところはどうか考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） まず体制といたしましては、市役所側の体制、防災関係の待機班も設けておりますし、総務部としての待機班、それから支所の待機班、職員の待機班、二

重、三重の待機班で対応しております。警報が出れば、まず避難所を開ける。避難所を開けることを最優先でやっております。避難所が開いたことを確認して、避難所を設けましたということで防災無線、お知らせ端末、そしてメール、あらゆる手段で周知を行う、そういった体制でおります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今朝も私が内牧地区で気になっているところを何か所か回ってきました。かなり増水はしておったんですけども、氾濫には至っていなかった状態でございます。この避難に関しては、私地元の鍋釣線地域は、何があっても一番最初とにかく避難勧告、避難指示が出る地区でございます。今日は区長さんも来られておりますが、はっきりした指示を区長さんも区民の方には出さなければいけない、そういう状態があると思います。課長のほうにお聞きしますけれども、今年の避難所開設の実績、去年はどういった実績になっておりますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） おはようございます。

今年の避難所等の開設状況ということでございますけれども、まず警報の発表回数等について御説明申し上げますけれども、警報の発表が、いわゆるレベル3になりますけれども、大雨洪水警報が2回、それから大雪警報が1回、警報のほうは合計3回発表されております。そのうち、土砂災害警戒情報、レベル4になりますけれども、それが1回発表がっております。警報以外でも台風接近によります予防的避難を2回、それから大雨が降るという予報のもとに予防的避難を1回行っておりまして、自主避難所については合計6回の開設を行っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） このレベル3の防災無線の放送は、今年になってももちろん流れましたし、去年も流れました。このレベル4の警戒レベル4のときの実際の放送は、どういった文言で流れるようになりますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） レベル4は、土砂災害警戒情報が発表されたときに、Jアラートで自動的に消防庁のほうのシステムを通しまして流れますけれども、そちらで防災行政無線自動放送を行います。内容といたしましては、「阿蘇市に土砂災害警戒情報が発表されました。テレビ・ラジオの情報に注意してください」という文言での放送になります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） このレベル4というのは、一昨年ぐらいまでは避難指示と同等のものだと認識しておりますけれども、文言を変えて、もう少し強制力のあるようなレベル4の文言にしていきたいなと思います。というのが、市民の危機感というのがなかなか感じられなくて、避難指示であれば当各地域は全員避難をせんといかんという行動を取らなくてはいけないものですが、なかなかその文言が随分柔らかくてそういう行動に入らない方が多々いらっしゃるように思います。そういった点は、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 土砂災害警戒情報が発表されて、すぐに避難勧告・指示、それを発表するというわけではございません。まず、土砂災害警戒情報が発表された後、その後にもまた大雨が継続して降って、土砂災害の発生する恐れがある、また人的被害の恐れがあるという場合に、防災計画に沿って避難勧告又は指示というものを発令してまいります。土砂災害警戒情報が発表されれば、先ほど申し上げましたようにJアラートで自動放送もしますけれども、その他に我々のほうで直接防災無線を使って、サイレンを鳴らし、すぐに避難してくださいという放送をしていきます。○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 平成24年の九州北部豪雨のときに、避難指示が出て、私も消防団員と一緒に各軒、1軒ずつ全部回りました。そして、避難を促して、もうそのときは本当に歩けない老人の方も雨の中、車椅子に乗せて体育館のほうに連れてきたといった経緯があります。避難指示・勧告というのが、何か逆のように考えるといいですか、私たちも避難指示は絶対に逃げなきゃいけないといったような認識はあるんですけども、そこらの文言は、気象庁から警戒レベルの放送があって、開所に関しては阿蘇市のほうで対応されるということなので、そこらのもう少し緊急事態ですよという文言を考えていただきたいなと思っております。警戒レベル4の対応については、この阿蘇広報6月号のこの4ページの警戒レベル4のときは、避難勧告が出たら安全な親戚や知人宅、または市が指定する指定避難所に必ず避難しましょうと書いてあります。必ずです。ということでもいいですかね。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） まず、避難勧告・指示の文言等につきましては、勧告は文字通り避難を促す形になります。避難指示は、すぐ避難が必要ということになるわけですが、避難勧告をかければ、すぐ避難をしなければいけない状態に既になっているということですので、基本的には、文言は、勧告という形ではありますけれども、避難を要請していくという形になります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今日の熊日にも、後で私も出しますけれども、この分散避難ということがよく言われております。しかし、今課長が言われたのは、警戒レベルが4になった場合は当各地域は全避難ということであれば、区長さんも、消防団にも、各戸回って、家屋の中を点検して、人が残っていないかということを確認してくれと区長さんに伝達をしてもらうという対応でよろしいですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 自主防災組織の皆様方をお願いをするところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） それでは、今出てきました分散避難について質問をいたします。最近、この分散避難という言葉がよく出ていますが、阿蘇市としての認識と対応、また分散避難というのか車中泊でありますとか、親戚の安全な場所、例えば友人の自宅とか、そういう

安全な場所へ分散をして避難してくださいといったのが分散避難だと私は思っております。避難所が1か所であれば、平成24年のときは区長さんが誰々さん、園田浩文さんはおりますかとか、誰々さんはおりますかということで、その体育館の中で避難者を確認されておりました。それで、いない方がいれば、また消防団に行って、ちょっとお家のほうを見てきてくださいという指示もされておりました。しかし、今度は分散避難になった場合、誰が、どこに避難をしているのかわからないといったところが出てくると思います。その中で、やはり通常コミュニティの中で、例えば区長さんあたりがこういうレベル4の避難指示が出たときは、お宅はどこら辺に逃げるような計画を持っていますかとか、そういうのを確認する必要があるのではないかなと思っております。そこらはなかなか、もちろん区の中でいつもコミュニケーションが取れているところはいいんですけども、なかなかやはり住宅地とか、都会から引っ越してこられているというところは、行政のほうも少し力を貸して、そのあたりの精査も必要ではないかと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 分散避難ということでございますけれども、これにつきましては熊本地震のほうでも大きな課題であったと認識しているところでございます。それぞれの個人の行動の把握につきましては、おっしゃられたように非常に難しいものがございます。例えば車中避難とか、知人宅への避難とか、分散避難する場合には、まず区長さんですとか、区の役員さん、また消防団ですとか、そういった方々に分散避難する方が事前にどこに避難しますよということで、日ごろからそういう連絡体制を取っていただくことをお願いしていきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、個人毎の避難行動の把握につきましては非常に難しいものがあると課題として捉えているところでございますので、今後またそういう対応につきましては検討していきたいと思っておりますし、自主防災組織の中でそういう連絡体制をつくっていただいてもお願いしていきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） わかりました。命に一番関わることでございますので、そのあたりはしっかりと行政と区のほうとタッグを組んで進めていってもらいたなと思っております。

次は、このハザードマップについて、今年、令和2年の4月に保存版が出ております。この7ページに自主避難所が4か所書いてあるわけですが、この災害の場合は、ここは使ってはいけませんといいますか、ここには来ないでくださいという指示が書いてあります。これを見ますと、例えば内牧の農村改善センターにおきましては、これは自主避難所として指定はしてあるんですけども、洪水時には避難してはいけませんよということだろうと思います。これは実際は、今、5つの項目がありますけれども、これは本当はこの後に高潮だとか、津波だとかという文言があつと2つぐらい付け加えられるのがこの指定避難所の一覧と思っております。ということは、例えばこういう雨のときは、内牧を取り上げるんですけども、農村改善センターは避難場所としては使わないということの認識でよろしいですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 今おっしゃられました避難所ごとに災害に対応した、使えるか、使えないかということを示していることにつきましては、これは災害対策基本法で定めるよう決められておりますので掲載をしているところでございます。災害リスクがある避難所については丸を付さず空白にしているということでございますけれども、これは浸水想定により定めていますが、例えば一の宮の中学校あたりは、平成2年の水害では浸水していますので、丸は付しておりませんが、平成24年は浸水してないということもありますし、また激特によりまして河川の改修等も進んでいるところでございますので、基本的にはここに定めてあるとおり、災害リスクがあるときには使わないのが基本ではございますが、実状に応じて使用していくというのが現状でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） なかなか大人数を収容できる施設というのは、そうはないと思いますので、そこはケースバイケース、実状に応じて避難所として開設されるのもいいのかなと思っております。

最近はこのコロナウイルス対策の避難所というところで、こっちは自主避難所4か所が指定されております。先日の全協でコロナウイルス感染症終息するまでの運用ということでプリントをいただいておりますが、この中で避難してきてたときには2メートルずつ間隔を置いて避難をしてくださいという文言が書いてあります。例えば阿蘇体育館、1人いて2名ずつ座ったときは、大体1人4平方メートルぐらいになります。大体収容人数、この3か所、一の宮の体育館、阿蘇体育館、波野の保健センター、収容人数は大体どのくらいを想定されていますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 避難所のキャパということでございますけれども、阿蘇体育館につきましては、約300人です。それから、一の宮体育館につきましては約150人、波野保健福祉センターにつきましては約50人収容できると見ております。おっしゃられるとおり2メートル四方ですので1人4平方メートルで算出をしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 参考までに、うちの鍋釣線の4地域、これは339世帯で、現在854名いらっしゃいます。もちろん、収容人数としては300人がもうキャパということなので、これからあふれた場合は、どういう対応を何か考えていらっしゃれば、課長、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） あくまで自主避難所でございますので、基本は内牧の体育館ということにしております。ただ、今おっしゃられた皆さんが避難してくるということであれば、状況に応じて農村環境改善センターですとか、学校施設は今使っておりませんが、そういった形でケースバイケースで順次開設していくということで考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 苦しい答弁、ありがとうございます。大体わかりました。この開設する避難所については、高齢者、子ども、大変多く避難をしてくられます。前々から教育課のほうには、私は、部長で言うと岩下部長あたりからだったと思うんですけども、子どもの大きい大会が体育館であると、どうしても子どもが和式のトイレで用を足せないということで、洋式化はなかなか、今年は山田、1,700万円かけて改修がなされております。少しずつでもお願いできないかということで、度々議会でも言ってきたんですけども、今のところ改修がなかなか進んでいないところではございます。避難所として使っているときに、皆さん、やっぱりもちろんものを食べたり、飲んだりされれば、おのずとそういうことになります。大変汚れますし、高齢者の方々は、もう今はとても和式じゃできないといった声も聞かれるわけでございます。今度の新聞に避難所の整備については、国のほうもしっかりと財政的な支援をしていくというのが6月8日か何かの新聞に載っていたと思います。こういうところを使って、トイレはもう改修ができなければ、簡易型の、和式に被せられるようなそういったポータブルトイレ的なものの設置あたりも考えていただかないと、さっき言いました高齢者、子ども、大変困るようになっている状況でございます。そこら辺の対応を、課長、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 避難所として使っている施設のトイレ等につきましては、各所管課のほうと協議しながら整備に努めていきたいところでございますけれども、今、議員がおっしゃられたように、先般、新聞報道でありましたけれども、来年度、避難所の整備についての補助金を検討していくということでございますので、そういった財政支援を利用しながら、順次整備していければと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今、コロナウイルスで市長もなかなか東京のほうに行かれる機会が少ないとは思いますが、こうやって国のほうで財政支援をしますということがうたってありますので、市長、すみません、答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 市にとってプラスになるような財政支援ということであれば、積極的に進めていきたいと思っております。ただ、先ほどちょっと気になったことを申し上げますと、この前の今議会においての文教厚生委員会の中で、和式を必要とする人もいるんだから、そこをどう考えるんだということもありましたので、その部分はちょっと引っかかっていることではありますけれども、その辺はよく配慮しながら、洋式化も進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ありがとうございます。トイレを調べたら、阿蘇体育館は和式が6に洋式は2つしかありません、阿蘇体育館の男性のほうは。女性のほうは、洋式が4に和式が16、一の宮体育館は、男女とも洋式はありません。多目的トイレが1つはありますけれども。波野保健福祉センターについては、男性のほうは洋式が1つと和式が1つ、女性のほう

うは洋式が2つ、和式が1つ、全体で男性の洋式はこの3か所で3つ、女性は6つ、多目的トイレが5つというのが現状でございますので、大変数としてはもうちょっと欲しいかなど。今、市長が言われたように和式でないといかんといい人もいらっしゃいますので、そこらの意見は考慮して、少し対応のほうをお願いしたいなと思っております。

それでは、次の質問に行きます。課長、ありがとうございました。しっかりと防災のほうは、今年から新しく部署も始まりましたので、対応のほうをしっかりとお願いして、課長への質問は終わります。

続きまして、阿蘇医療センターの経営状況について質問に入ります。現状、コロナウイルス感染症を対応しながらの運営というところで、ここはもうコロナウイルス感染症の患者さんはいらっしゃらないので、どういう状況であったのかというところの説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

経営に係る新型コロナウイルスの影響ということで、患者数とかで報告させていただきたいと思いますが、本年1月から4月までの、いわゆる対前年比ということで、金額的にいきますと外来が毎月平均的に約△250万円、入院が月平均△1,750万円ということで、合わせますと月平均毎月△2,000万円という収入が減っていると。これにつきましては、やはり入院調整ということで、今上限80床ということで運営をしておりますが、その影響が大きいと思っております。患者数でいきますと、外来患者数は、動向としましては、2月が1日平均216人になりました。3月が196人、4月が177人と、やはり4月7日に国の緊急事態宣言が発令されましたが、新型コロナウイルス感染は皆さん、恐怖ですから、それによる受診控え、それによります減少が目立ったと。なお、緊急事態宣言の全面解除がありました5月25日までは、やはりその影響が大きかったようです。ただ5月からは、1日当たり189人ということで増加傾向に転じておりまして、現状としましては、今言いましたように回復傾向にありまして、6月に入りましては1日200人台の日も数日今あっております。なお、入院患者数は、先ほど言いましたように上限80の中で、1月以降70人前後で推移しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 3月の当初予算では、内科医が整形外科医が1名、医師が増えるということで、単年度赤字ではあるんですけども、1億2,000万円ぐらいに抑えられるのではないかなといった予測があったわけですけども、このコロナウイルス感染症の発生によって先行きがちょっと不透明な状態ではありますけれども、この内科医2名と整形外科医1名の獲得というのは、阿蘇医療センターにとっては大変明るいニュースなのかなと思っております。

私ごとですけども、昨年から今年の春にかけて、整形外科、いろいろお世話になりました。その中で、4月から医療センターの坂本医師も来られて、私も診察を受けました。大変

はっきりと説明もされて、はきはきと言われて、私の質問に対してもちゃんと答えていたかくというところで、私はもう大変感服をしております。いい先生が来たなと思っております。

そこで、整形外科診療の4月からの患者数、それと現状をお願いいたします。それと、3名の医師が増えたというところで、まだちょっと見えないところはあると思いますけれども、最終的な収支についてはどういうお考えがありますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 今回の御質問のお答えなんですが、坂本先生です、本当に市民の皆様方の御要望があって、いわゆるほしかった整形外科の常勤の先生を獲得することができまして、非常に病院としまして喜んでおります。ちなみに、就任早々の4月から外来では4月が358人、診療日数は21日でした。5月は316人、診療日数は18人、ちょっと減っておりますが、これはもういわゆるゴールデンウィークの関係で休診日があったということでございます。入院では、4月が13人で、延べ日数172日、5月は13人なんですが延べ日数は292日ということで、もう早速患者様の評判もよくて、さっき言いました受診控えがある中で病院のほうには貢献していただいていると思っております。

ちょっとまた前後しますが、本年2月28日の全員協議会の中で、先ほど市議からおっしゃっていただきましたように、4月から常勤医師が3名増えて10名体制になると。重複しますが、そのうち1名は非常にほしかった整形外科の常勤の先生が来られるということで、そういう常勤医師の先生が増えることによりまして収益アップが図られ、令和2年度、3年度の収支改善につながると説明をさせていただきました。その見込みは、その当時、またコロナの影響があるまでは2年度の収支は、入院収益を年間約21億3,000万円と見込んで、その結果として単年度収支の赤字が1億2,700万円まで圧縮できると。また令和3年度はコロナの影響がなければ、令和3年度からは単年度黒字に転換して、今までずっと皆様方に御心配を掛けておりました累積欠損の減少のほうにできるのではと思っておりましたが、御承知のとおり、新型コロナウイルスの影響がどういうふうに届くかということで、今のところは国の補助金とかもちょっとあてにはせんといかんところがありますが、新しく先生が増えたことによりまして、今後の状況では、またそういった常勤の先生方に活躍していただいて、患者を獲得しながら病院経営のほうにも貢献していただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 私も知り合いなんか、今度は医療センターにはよか整形の先生が来なはったけん、どげんかあるときは行きなっせと私もロコミで言っているわけですけども、最後に部長、ちょっと短く答弁をお願いしたいんですけども、私も整形を受診するために予約をします。そして、待つとくと、やはりその日の朝起きたらどうも膝の調子が悪いとか、肩の調子が悪いという患者さんとが直接来られます。しかし、受付の方がお宅は予約はされていますかということをよく聞かれています。いや、予約はしとらん、朝痛かったっちゃけん来たと言われまして。その対応をもう少し何かうまいこと、当日の患者さんも受け入れられる体制を何か考えていただけないでしょうか。短めをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　そこは、課題ではあるんですが、幸いにも今のところ、大きなクレームという形では伺っておりませんので、うまくいっているのかなど思っておりましたが、常勤の先生なものですから、ある程度柔軟な対応はできますので、予約枠はありますが、そこは極力診ていただくように、また病院としても対応していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君）　園田浩文君。

○9番（園田浩文君）　ありがとうございました。それでは、医療センターについては、これで終わらせていただきます。

続きまして、いよいよ阿蘇市にとって待望のインフラ整備が始まります。8月8日にはJR豊肥線が全線開通をいたします。10月には、北側復旧ルート、それと現道の国道57号が開通いたします。このコロナウイルス感染症が拡大して、いろいろ自粛が続く中ではございますが、阿蘇市民全体がこの先希望が持てるような一手をしっかりとってもらいたいなど、講じてもらいたいと思っております。いろいろなイベントのトップをされます副市長に、熱い思いを語っていただこうと思います。副市長、お願いします。

○議長（湯浅正司君）　副市長。

○副市長（和田一彦君）　おはようございます。

今回のJRの復旧、それから北側復旧ルート、それと現道の復旧ということで、これにつきましては既に2年前、市長のほうから指示がございまして、それまでに阿蘇市の抱える課題、例えば人口減少、定住化、商工業の低迷とか、そういった課題も併せて解決できるような方策を検討しろという指示がございまして、これまでに関係課長あたりと事前にいろいろやっております。例えば企業に対するアンケート調査、いわゆる阿蘇市に進出している企業、そこに働く人たちに関して定住化についてのアンケート、そういったものも取っております。その中で、課題として出てくるのが、やはり定住化の話、人口減少を解決するために定住化を行うと。そういったことで、今回新たに北側復旧ルートが開通するわけですけれども、これは自動車専用道路ということで、恐らく大津あたりまで時間的には10分ぐらいで行くことになると思います。そうすると、やはり熊本都市圏からの通勤圏ということになってくるかと思っておりますので、そういったことも念頭に、いわゆる地域のゾーン分け、そういったことも含めていろいろ検討しているところでございます。今回のリバイバル・キャンペーンにつきましては、そういった全体の計画の中の一部という位置づけでございまして、今、議員がおっしゃいましたように、このキャンペーンを通じて、やはり市民がこぞって喜ぶような、みんなが参加して喜べるようなイベントに仕上げていきたいと思っております。先ほど申しました多方面の計画につきましては、来年、計画策定予定の阿蘇市の総合計画、この中に反映していきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君）　園田浩文君。

○9番（園田浩文君）　ありがとうございます。

先日6月11日の熊日新聞に、6月10日に阿蘇リバイバル・キャンペーン実行委員会というものが立ち上がっております。もちろん、実行委員会の委員長は阿蘇市長の佐藤市長でござ

ざいます。これは、県からの復興基金 5,000 万円、そのうち 2,500 万円は阿蘇市の一般財源から出すものであって、これを開通のイベント、記念式典、キャンペーン、これ 3 つの部会で実施する内容になっていると思います。この内容と時期について、担当の観光課長に答弁をお願いしたいと思います。観光課長、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今のリバイバルキャンペーンにつきましては、商工会、J A、旅館組合、観光協会、一丸となってやるものでございます。今から、私が所属するのはキャンペーン部会になります。これは、開通の北側復旧ルートの当日に、例えばウォーキングとか、サイクリングとか、そして感謝祭を 2 日間かけてやるとか、そういったものを、今例えで言いましたけれども、そういったものを私どもキャンペーン部会はですね。それと、長期的に食のイベントとか、長期的にお得なプランが組まれるとか、そういったことを今から計画します。ある程度筋道はできていますけれども、商工会とか、せっかく皆さんの部会ができていますので、皆さんのアイデアの中でやっぱり進めていくのが一番と思いますので、阿蘇市の提案と向こうの提案とすり合わせて、皆さんのほうに決まりましたら早めになりたいと思います。本当に皆さん、何をやるのということで、民間さんから非常に今のような意見がっております。急ぎたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 観光課長は、よその自治体、私の知り合いの方からも、あれだけ熱い観光課長がおるけん、阿蘇市は大丈夫ぞという私は本当にお褒めの言葉もいただいておりますので、このキャンペーンが一過性のものではなくて継続的に阿蘇市にプラスになるようにやって進めていただきたいなと思っております。

時間もありませんけれども、今日いよいよ県境をまたいで自粛が、6 月 19 日、今日を境に自粛が解除されるようになっております。ちまたで大変有名になっております G o T o キャンペーンについて、最後に説明のほうをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） G o T o キャンペーンは、1 兆 6,700 億円です。これを、また開始時期が 7 月と言われたもので、私どももそれに向けて頑張るぞと、それが遅れております。これに向けましては、もう既に水面下で旅行会社のほうに、うちの今ここに 3 密を避けられるような、阿蘇でのびのびと遊べるようなコンテンツを 30、8 月 8 日まであと 7 つプラス、それと山上のほうでも別に 8 つと、そういったものを、もうとにかく来ていただきたい。この G o T o キャンペーンというのは、旅行パックの 2 分の 1 です。宿泊だけの 2 分の 1 もあるんですけれども、例えば 4 万円のツアーに行ったら、それが 2 万円補助。その 2 万円の補助のうちの 30%、6,000 円分は地元で使わなんとですね。だから 4 万円のうちの旅行会社に払うのは 1 万 4,000 円だけ払って、6,000 円分はどうしてもこの地元で使わなくてははいけません。なので、まちづくり課と、これは食とお土産、これを徹底してやらんといけないということで、私は遊びはつくりました。あとは食と買い物、それだと思っています。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 本当に待ちに待った北側復旧ルートの開通と現道国道 57 号の開通、それと JR も 8 月 8 日に到着式があるということなので、私は個人的には各駅であそぼーいが熊本市内を出発して阿蘇のほうに到着する、もし各駅停車であれば各駅でのイベントあたりも何かちょっと考えたらどうかなと個人的には思っております。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そう思います。これは地域の皆さんあってのことですので、地域の人たちに頼みにいきたいと思っておりますので、議員の皆さんも御協力のほどをよろしく願います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） それでは、9 番議員、園田浩文の一般質問を終わります。どうも御清聴、ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

続きまして、12 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） おはようございます。12 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、質問いたします。

最初に、新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。猛威を振るった新型コロナウイルス緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ油断できません。医療従事者の方の活躍も本当に感謝の思いでいっぱいです。また、学校が休校になり、今後の教育においても課題が多く蓄積することになりました。生徒の学習の機会の確保、阿蘇市においても観光主軸の産業が大きな打撃を受けております。国・県・市においてもいろいろな支援が出ています。阿蘇市においても単独の支援事業を展開しております。

今日は、コロナウイルス関連で 3 問お尋ねいたします。

まず最初に、特別定額給付金、阿蘇市事業継続支援補助金の進捗状況について御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 特別定額給付金事業対策班長。

○特別定額給付金事業対策班長（山本繁樹君） まず、特別定額給付金の進捗状況ということで報告させていただきます。阿蘇市の給付予定世帯数 1 万 1,505 世帯に対して給付手続が終了したものが、本日の 19 日支払い分を含めまして 1 万 1,126 世帯、96.7%を終えております。予算に対しては 25 億 170 万円、97.51%の給付となっております。また、本日までの申請数 1 万 1,169 世帯に対しては 1 万 1,126 世帯と、処理率は 99.61%、ほぼ完了してきている状態であります。処理を終えていない残りの世帯は、申請書類に不備がございまして、御本人に連絡するなどの確認作業を行っているところであります。それと別に、現在の作業とは別に各市町村との申請者に対する協議、また、どちらの市町村の住民になるかの、などの申請者からの相談対応等も併せて行っているところであります。

補足で、給付金の申請方法についてです。郵便申請が 91%、オンラインが 2%、窓口申請が 7%という結果になっております。

最後に、申請がない世帯については、今後給付予定世帯数のうち 336 世帯おられますが、個別に連絡を取るとともに、申請受付の締切りとなる 8 月 20 日までにはきちっと手続が終わるように直接お願いしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 阿蘇市の事業継続支援補助金の、この事業を見ても持続化給付金と同じように前年より売上げが幾ら少ないとかの提出書類があるのでしょなどの質問がありました。パソコンができないのもうホームページが見られない、我が店は対象ではないかと諦めている方もありました。周知が末端まで行き届いていないところもあるようです。書類を持って行ってあげた方は、こんな簡単に支援を受けられるなんてというありがたい声もありました。今後の執行率を上げるために周知をどのようにするか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

すみません、持続化支援金、市単独の支援金について、改めて御報告いたします。6 月 18 日現在でございますが、事業所に対する支援金でございます。申請が 557 件、そのうちの 535 件を処理しておりまして、6,955 万円の入金をさせていただいております。家賃補助については今 84 件申請があっておりまして、72 件を処理させていただいております、179 万 6,000 円の処理をさせていただいている状況でございます。

それと、国の持続化給付金等々について、やはり今パソコンでの電子申請しか受け付けないというお話があっておりまして、なかなかパソコンを持たない方等の個人事業主の方がかなり申請に苦勞されているという相談を私たちも受けております。商工会の情報でございますが、来月、7 月 3 日から 10 日までの間、8 日間になりますが、阿蘇郡管内でのサポート支援会場という形ができあがります。7 月 3 日から 10 日までの間、8 日間、9 時 30 分から 16 時 30 分まででございますが、場所は、はな阿蘇美の前の草原学習センター、こちらのほうで草原サポート会場が設置される予定となっておりますので、事前予約制ではございますが、そちらのほうにわからない方については補助員が来て入力サポートを行うという形になっております。これ、商工会の会員外の方も対応できることになっておりますので、その情報については、正式に決まりました段階でお知らせ端末等で情報を出していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今、持続化給付金の件で御答弁がありました。この窓口は、まちづくり課だったんです。だからこの件数ですね、相談件数はどれぐらいあったのか、その状況を、またどのような処理をしたのかという形の御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 持続化給付金等に関しましては、窓口と申しますか、情報のアドバイスの私どものほうでさせていただいております、実際来られたのは 10 件程度だったかと思っております。中には、パソコンは持っているけどなかなかつながらないという方もいらっしゃいますし、パソコンを持たないのでどうするといいいんだろうかという

御相談がありましたので、その都度、私たちの課、もしくは商工会におきまして、申請についてはできるだけアドバイスができるように丁寧に対応はしている状況でございますが、私たちのほうが入力をしてやるということにはなっておりませんので、情報提供とアドバイスという形でとどまっているという状況になっております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 持続化給付金の給付対象となる方々も手続に複雑になるため、申請を諦めた方も多いと聞いております。全国各地でも事業者向け相談窓口を設けて対応したということが多々あったように伺っております。もちろん、市の職員でのマンパワーではできないと思います。それを行政書士に代行したところも多いと伺っております。阿蘇郡にもおいても南阿蘇村、小国町などが行っており、よかったと聞いております。やはり感染防止のため、いろいろ対応に迫られたこともあったと思います。しかし、電話窓口を設けているが、対面でないと説明しきれないことが多々あるという形で、事業者に寄り添った支援が大事だと思います。令和3年1月15日までと伺っております。まだコロナウイルスは終息しておりません。さらなる努力をお願いいたします。持続化給付金、雇用調整助成金、税理士等を雇っているところは、手続ができて、個人の能力ではなかなか難しいと伺っております。今後の市としての対応を、最後に御答弁お願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 非常に苦勞されているというのは、私のほうもお聞きしております、肌で感じております。ただ、今、国のほうのやり方としまして、もうほとんどがパソコンでの入力という形になっておりまして、その部分についてどうやっていくかという形は検討させていただきたいと思います。ただ、今回については、まずは先ほど申し上げましたように、7月3日から10日間の間で、まずはそちらのほうで補助員の方のお話を聞いて入力をしていただくという形で対応できればと思っております。

あとは、先ほどお話がありました持続化給付金のほかの雇用調整助成金、雇用調整助成金についても、今朝、1人来られたんですが、かなり簡素化はしているけれども、まだまだなかなか複雑で申請ができないという形については、今、県のほうで社会保険労務士のアドバイザーの派遣もございますので、そういった部分の情報を出しながら、そちらのほうのアドバイスを受けていただきたいと思いますと思っております。

それと、持続化給付金については、今現状、昨年度の収入に対して50%の減額という部分と、もう一つは3か月を経過したという部分もございますので、今、持続化給付金については、各商店さんについては、昨年と今年の状況を見ながら改めた申請になってくるのかなと考えておりますので、できるだけ私たちの新しい情報を入れながら、丁寧な対応をしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 次に、病院のことについて伺います。第2波が来たときの病院の対応についてお伺いいたします。医療センターの医師、看護師、コロナ対策で大変御苦勞なさっていると思います。本当にありがとうございます。まだまだ終息には至っておりません。

秋には、毎年流行するインフルエンザの対応が始まります。コロナウイルスとインフルエンザとは、症状が似ているといいます。一番怖いのは院内感染で、感染症指定病院でもあり、災害拠点病院でもある医療センター、コロナウイルスで一般外来患者が受け入れられなくなった場合が一番困ります。発熱があった方の受入れ、一般のインフルエンザとの対応をどのようにするのか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今、市議が御懸念されているとおり、やはり怖いのは第2波でございます。また、専門家の意見によりますと、通常のインフルエンザの流行期、秋から冬にかけて、そこと重なる恐れがあるんじゃないかということで、非常に頭が痛いところなんです。今、それに向けた体制整備と設備整備を、粛々と進めさせていただいております。幸いにも熊本県内での陽性患者の発生はしばらくあっておりませんが、県をまたいだ移動も制限解除されたということで懸念も残るところなんです。当院としましては、阿蘇保健所の要請による陽性患者の受入れに柔軟な対応ができるような体制を今取っておきながら、今言いましたようにこれからに備えをしているところでございます。

もう少し具体的に言いますと、当院は陽性患者の受入れの実績もできたということで、蓄積したノウハウをもとに患者対応のマニュアルの見直しをしておりますし、また市のほうでもありましたBCP計画、事業継続計画も併せて策定をしております。インフルエンザの流行と併せた対応につきましては、コロナウイルスのほうについては、国の交付金のメニューの中に感染防止対策に係る医療機関への直接支援事業ということで、いろんな医療器材の補助を、10割補助でありますので、必要な医療資機材の第2波に備えたものの購入を予定しております。もう少し中身を詰めていかないといけないんですが、いわゆるインフルエンザと、まず混在しないようにというか、そのあたりを今後ワクチンとか、治療薬とか、検査薬とか、そういった開発も進んでくると思いますので、その状況を鑑みながら対応を進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 感染症指定病院である阿蘇医療センターの位置づけは、非常に重要であると思えます。今後ともよろしく対応をお願いいたします。

梅雨入りしました。毎年、大雨、台風と災害が襲ってきます。災害時における避難所の対応についてお尋ねいたします。避難所の3密をどう防ぐか、内閣府などは4月、避難所での新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、都道府県などに対し一つの通知を出した。避難所が分散できるように事前に定めた指定避難所以外にも、ホテルなどの宿泊施設を活用し通常よりも可能な限り多くの避難所開設を求める内容であった。避難所の十分な換気や発熱している人がいる場合、専用スペース確保なども求められたと聞いています。熊本県美里町では、5月16日に局地的な大雨に見舞われ、町内4か所で避難所を開設しました。町では、入り口で検温や健康状態の確認、37度5分以上の発熱がある人を別室に誘導することを決

めたほか、間仕切りの準備などを進め、同町の防災担当者は今回避難者は0だったが、大規模災害で避難者が殺到した場合、入場時の検温や問診は可能だろうかと不安を口にしたと聞いています。

一方、昨年台風15号、19号で甚大な被害が出た千葉県南房総市、4月20日、市の避難所マニュアルに新型コロナウイルス対応を追加したと聞いています。新たなマニュアルでは、学校の避難所について、まず教室で避難所を受け入れ、1室に10人以上の滞在を不可とした。体育館を開放する際もスペースは1人当たり3平方メートル、隣の家族との距離は2メートル確保し、避難者同士が対面にならないように配慮することなどをしたと聞いています。市民には難を避ける意味でも感染に不安があれば、安全な自宅のほか、親戚、知人宅への分散避難をすることも選択肢だと周知したいと話されています。国交省、6月7日、最大クラスの災害に備え、避難施設を増強する方針を固めたとありました。地球温暖化で従来の規模を超える水害が多発しており、最新の構想に基づいて建物を改修する自治体が財政支援する新型コロナウイルス感染症の予防として、スペース拡大といった密室対策も支援する、2021年度予算概算要求に経費を盛り込むとありました。これらの事例も踏まえて、阿蘇市の今後の対応を簡潔に御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 災害時における避難所対応ということでございますけれども、例えば熱がある方などにつきまして、体調がよくない方のスペース、施設、専用スペースを別途確保して、受付時の体調チェックにより対応していきたいと計画しているところでございます。避難所におきましては、手指消毒、それからマスクなどの感染防止対策用品を準備いたしまして、おっしゃられましたように世帯ごとに2メートル以上、ソーシャルディスタンスを確保していただくということ。それから、こまめに手洗い、うがいを励行していただくということ。それから、手すりなどの消毒、また定期的な換気を実施していきたいと考えているところでございます。一方、御自身で安全が確保できる場合については、避難所に行かないという方法もあります。知人宅または親戚宅などへの分散避難ということも検討していただくようにということで、事前に広報等で周知もしてきたところでございます。避難施設の整備等につきましては、今後国の補助支援、来年度予算が予定されているところでございますけれども、そういった状況も注視しながら整備に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） コロナウイルス対策、ワクチンができるまでなかなか終息するということはないと思います。災害はいつ来るかわかりません。避難所の対応、よろしく願います。

次に、やはりコロナウイルスにおいて、3か月余りの休校、父兄の方々に早くオンライン教育の推進をとの声が多くありました。オンライン実施状況は、同時双方向で授業を実施した自治体は4月16日の文部科学省の調査では全国で5%であったと聞いております。大変低い実施状況でした。こうした状況を見て、文部科学省は7月21日にICTを活用した学

習が有効だとし、家庭の端末やネット環境を借りてでも実施せよと全国に通知したとあります。環境が整っていない家庭には、学校にあるICT機器を貸し出すとか、パソコン室等の形でやったところもあった。残念ながら5月に入ってオンラインによる学習を実施しない自治体が散見され、地域によって取組みに差が出ていると聞いております。課題は、端末が整備されなかったりネット環境が不十分なこと。これは設置者のこれまでの姿勢の問題だ。公立高校なら自治体になる。端末やネット環境を整備する予算は、国から毎年地方交付税として自治体に交付され、1校当たり約500万円程度になる。ただ地方交付税の使い道は、自治体の裁量であり、一部ICTに熱心な地域もあるが、山積する教育課題において多くの自治体が優先順位が低かったと聞いております。学校のICT化が進まない現状を踏まえ、GIGAスクール構想を立ち上げ、今年度から国が直接予算を投入してICT化に乗り出す予定であった。先の国会で成立した補正予算で、更に前倒しする費用が盛り込まれたと聞いております。もうあと一歩遅かったと悔やまれる。オンライン授業は、地域格差がICT化環境により格差が生まれるという指摘がある。もともと地域格差は存在していた。今回のコロナウイルスの問題で自治体の格差の問題が露呈した。この事態を機会に格差が縮むことを期待している。また全体で1から2割いるICT環境が整っていない家庭へのフォローも大事だ。端末やWi-Fi機器貸出しなど、しっかり対応してもらいたい。学びの格差については、オンライン授業を始めればだんだん縮まると思うが、いきなり成功はしない。だから、少しでも早く進める必要がある。感染第2波が来て休校になるかもしれない。また、災害で休校になる可能性もある。GIGAスクール構想は、全国の小中学生に1人パソコンやタブレット端末を1台確保し、学校内に高速大容量の通信ネットワークを構築する計画である。文部科学省は、2020年度第1次補正予算に関連経費2,292億円を計上、端末整備の目標を4年から今年度へ大幅に前倒して実施するとのことだと聞いております。端末整備に当たり、公立高校には1台4.5万円を助成。私立高校は、費用の2分の1、上限4.5万円を補助する。学校内のネットワークの環境整備やICT技術者の配置の整備も助成する。また、通信環境が整わない家庭へのモバイルルーターの貸出しや学校側が使用するカメラ等の通信装置も支援する。総務省も第1次補正予算で約30億円、5月27日に閣議決定した第2次補正予算案約500億円を計上し、光ファイバー回線整備の補助事業を拡大、回線に接続できない学校など、地域の回線整備を加速させるとありました。学校へのICT環境整備は、学校の質向上につながると期待されています。学校での双方向型の一斉授業や子ども一人一人状況に応じた個別学習、ネットや動画を活用した授業などが可能になる。仮に災害や感染症の発生とした緊急時の臨時休校はあっても、児童生徒が端末を持ち帰りオンライン学習もできるようになる。予算は設けられたが、活用に関しては自治体に委ねられているとあります。今後の阿蘇市のオンライン授業に対する考えを御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

阿蘇市では、国が進めますGIGAスクール、この構想につきまして、令和元年度に補正として学校通信情報ネットワークの環境整備事業を計上いたしまして、令和2年度に繰越し

ております。これは、学校のLAN工事です、配線工事を今年行いまして、通信環境を整えたいと考えております。タブレットにつきましては1人1台を整備したいと考えております。今後の議会に上程させていただきますので、積極的に整備をしてまいりたいと考えております。

オンライン授業につきましては、阿蘇市では双方向の授業はできておりません。今回、タブレットを子どもたちに貸して、子どもたちのほうでタブレットドリルとか、その授業の動画を見るところを家庭でやってもらったりしております。タブレットの端末の整備は、自宅のインターネット等の環境整備が必要不可欠でございますので、インターネットをしますと保護者の負担とかありますので、保護者の理解も必要ではないかと思っております。幸いに阿蘇市は光ネットの整備が行われておりまして、お知らせ端末があればパソコンとか、タブレットを家庭に配備すればインターネットにつながることができるようになります。子どもたちも、この第2波、第3波が来ますと学校に登校できない。そういう不測の事態に備えまして、今後、そういう環境整備をしていきたいと思っております。

今回このアンケートとか学校の状況を調べますと、お知らせ端末もないという家庭もわかりましたので、そういう部分につきましては平行して担当課と情報共有をして、端末整備も進めてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） オンライン教育は喫緊の課題で、早急に始めないといけないと思うんです。大体めどとしてはどれぐらいの形でできるかというのは、御答弁できますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 追加予算のほうで上程させていただきますが、通信機器、ビデオカメラとか、そういう先生の動画を発信するその機器を追加予算で要求させていただこうと思ひまして、現在、まだできてない授業を優先している部分もございますけれども、そうした第2波、第3波に備えまして、オンライン授業の取組みも今後やってまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 本当に第2波、第3波、いつ災害が起きまして休校になるかもわかりません。本当に早急な対応をよろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問です。観光事業の取組みについてお尋ねいたします。阿蘇市7市町村や県・国などをつくる阿蘇サイクルツーリズム推進協議会で観光誘致に向けて地域一帯に5つのサイクリングルートを設置する阿蘇地域自転車ネットワーク計画を承認したとありました。内容を御説明ください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 説明します。こちらのほうは、県の土木事務所が担当するハード面の整備ということで、一応阿蘇市も窓口は建設課とさせていただいているところですが、今観光とおっしゃいましたので、私のほうが推進について説明をさせていただきます。

こちらには、確かに今年3月に計画ができて、5ルート、阿蘇市も3つ半ぐらい入っております。ありがたいことです。こちらには、この計画はハードですので、例えばラインを引いたり、ちょっと路肩を広めたりとか、熊本県の予算の面があって専用レーンまでできないと今ところ言っておられます。これは、3年ぐらいあったと思います。その中で計画の変更もできるということですので、また地域でここは自転車のレーンとして危ないとか、広げたほうがいいのかいいうところは、希望を毎年県のほうに届けるようにしております。これはハードです。これを観光にどう活かしているかという御質問ですよ。こちらにつきましては、このルートというのは、実は阿蘇市のものは阿蘇市が提案して、それが認められております。これは、私たちがサイクルツーリズムを3年前からやっております、もうこれが大体板に付いているので、これを提案したんです。そしたら、それが認められたので、引き続き誘致をしています。サイクリストの皆さんは、自転車を買ったショップ、そこから情報を得て、いろんなお勧めの地域を回られています。なので、サイクルショップが主催するイベントとか、そういったものが今主流になっています。行政がするイベントとかもですけども、ショップが開催するイベントも参加されています。そういったことで、私たちはショップとつながる必要があります。なので、阿蘇市コギダス協議会では、ショップの皆さんで九州内の有力なショップのオーナーとコンソーシアムというネットワークを構築しています。こちらの方といつも連携を取りながら進めさせていただきまして、このルートの利活用もですけども、阿蘇のオリジナルですね、阿蘇でしか体験できないような牧野の草原の中を走る草原ライドあたりが今好評で、たくさんショップの方からお客さんを今入れていただいております。今、そういった状況で、ルートのほうは、今はコロナの状況でございますけれども、この3年間の取組みの中でうちの担当のほうも一生懸命、今、県の木材を活用した取組みに全額補助、それに手を挙げまして、今コギダスのステーションの看板を見たことがございませんか。今、阿蘇地域に26か所、阿蘇市には12か所、空気入れとか、そういったものをサービスできる拠点を、そのルートのところには全部配置していますので、阿蘇地域26か所に、このルートの側にはそういうサービスの拠点も整っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 新聞には、阿蘇の5ルート、だから1番目に阿蘇五岳周遊ルート、これは全長60キロメートル、あと大観峰展望ルート37キロメートル、南阿蘇周遊27キロメートル、4番目が北阿蘇里山めぐり98キロメートル、空港阿蘇山頂40キロメートル、こういう5ルートが形でこの前新聞に出ておりました。地域振興局長は、2020年度は阿蘇地域へのアクセスルートが改善する節目であると、自転車が走りやすい環境を整えて、観光客を誘致したい、復興につなげたいとありました。プランを作成しても観光ビジョンがなければ絵に描いた餅になります。だから、宿泊と連携したプランが今後必要になってくると思います。どのような構想を持って、経済効果をどれぐらいもくろんであるのか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それが目的でございますので、まずはコギダス協議会の中に旅館組合を一番に入れております。そして、その中でやはりニーズをしっかりと聞いて、自転車がとても数十万円しますので、その取扱いについてですとか、いろんなニーズも何遍も行いまして、ニーズ調査、モニター、インフルエンサーの招聘、いろんなことをして、今、旅館組合の中でも部屋まで自転車を持ってこれる部屋もできてきました。また、街乗り用に自転車をお貸しするというサービスをするところも出てきました。そうやって少しずつ雰囲気はよくなっております。ただ、まだまだ、じゃお泊まりにじゃんじゃん来てくださっているかというのは、まだ道半ばと思っております。このトンネルが開通しまして、道路専用ができてきます。それと二重峠が空いてきます。このルートをそこにしっかり入れていきます。この二重峠のルート、それとミルクロードあたりはしっかり活用して、また尾ヶ石のほうの県道あたりも、本当に通りが少なくなると思うんですね。そういったのもありますので、それはちょっと今ルートにないんですけども、自転車が走れるような環境づくり、そして宿泊につながるよう進めてまいります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 私が以前に一般質問で、サイクリングコースを提案したときに、しまなみ街道ですかね、観光課の課長、市長が視察に行ってもらいました。阿蘇市においても、しまなみ街道に負けないぐらいのコースはできると思います。この大きな自然を本当に使っていただきまして、サイクリングツーリズムをよろしく願いしておきます。

次に、立入禁止の火口の取組みについてお尋ねいたします。阿蘇市の観光は、阿蘇山火口であると思います。立入規制の解除はなかなか思うようにいきません。自然と共存する企画をしてみるのも一手かなと思います。

そこで、ある取組みを紹介します。東京都の三宅島は、4 月から同村の活火山、雄山周辺を観光する東京都版エコツーリズムを開始するとありました。雄山周辺は 2000 年の噴火以来、立入禁止となっておりますが、火山活動の沈静化を機に観光資源としていかしていくとありました。内容は、貴重な自然が残る地域において、島認定の自然ガイドの同行を義務づけるなど、立入限定することで自然保護とのバランスを図りながら観光資源を観光振興に利用する制度、小笠原諸島の南島と母島のセキロン地区、ミクラ地区でも同様の取組みが行われていると聞いております。三宅村は、2000 年の雄山噴火により、2005 年に避難指示が解除されるまで、全住民が島の外へと避難を余儀なくされておりました。エコツーリズムが利用できるのは、4 月から 11 月、1 日当たりの最大利用者は 40 人で、ガイドは同伴して 1 日最大 2 時間、雄山の火口付近など、散策する安全性を考慮し、マスクやヘルメットも携行する予定である。ガイド育成のため講習会を開催、村は立入禁止区域の利用ルール周知等を進めていくとありました。阿蘇山においても立入規制がいつ解除になるかわかりません、何年かかるかわかりません。冒険かもしれませんが、そのぐらいの腹をくくっての観光振興は必要だと思いますが、いかがでしょうか。御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 三宅島の取組みは、本当に一緒に連携して悩みも課題も一緒

と、これは早く連絡して、前に三宅島は、うちはガスの中でも二酸化硫黄が強いんですね。そんな特徴のところは、三宅島と阿蘇だけらしいんですよ。そういった防災面でのつながりがございまして、研修とかにも阿蘇に来られているつながりがございまして、これはぜひ、私たちが一昨年前から第1火口の向こうに新たな火口の見学場所をつくるとか、第4火口の中に入るツアーを構築しているとか、昨年度からしておりますが、そういったものと関連しますので、ぜひそこと連絡を取りたいなと思っております。このエコツアーにつきましては、実は阿蘇は先進地なんですね。8年前からジオガイドさんたちが、立入規制のところまでではないですけども、それ以外のところをガイドされておまして、昨年は地域通訳案内士ということで、11人英語でのガイドの案内ができるところまでいっているので、全国の中でも極めてエコツアーについては先進地でございます。ぜひ、思惑は三宅さんとうちは一緒だと思いますので、連携してよりよい商品をお互いつくって、研修しあっていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） コロナ時代の新しい観光スタイルが求められそうです。県では、阿蘇観光を支援するために宿泊施設や飲食店を顔認証で利用する仕組みづくりを始めると聞いております。チェックインや決済時のとき、人との接触を減らすことで感染リスクを抑える狙いがあると、しっかりとコロナ時代の新しい観光スタイルをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 最後に、顔認証のシステムにつきましては、新聞にちょっと載っていたと思います。熊本県が阿蘇市を舞台に顔認証システムを実証実験で入れます。また、それが詳細に決まりましたら、皆さんに御報告させていただきますので、ありがたいことに阿蘇市を舞台にそういう実験が行われます。また後ほど。ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 12番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、11時35分から再開いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 10番議員、菅でございます。通告書に沿って、次の2点、質問いたします。

その前に、阿蘇市では平成24年の九州北部豪雨災害、平成28年の熊本地震、そして今年に入り、被災から立ち直ろうとしてる阿蘇に、新型コロナウイルス感染症が追い打ちを掛け

ております。4年に一度国難とも言える大きな災害が襲っています。しかも、4年に一度のオリンピック・パラリンピックは開催することができず、観光地阿蘇にとっては多大な痛手になっております。この難局を打開するためには、市長をはじめ市の職員の皆さん、そして市議会、市民の皆さんと一緒にこのコロナ禍の難局を乗り越えていかなければならないと思っております。大変な時期でございますが、皆さん、頑張ってください。

それでは、質問に移ります。

まず最初に、熊本地震の被災者の現状についてということで、熊本地震発生から早くも4年2か月が経過し、阿蘇市民の皆さんも平穏な生活に戻りつつあり、時間の経過とともに地震の記憶が風化しているようにも感じさせます。本市では、当初応急仮設住宅に116世帯、見なし仮設に142世帯の方々が入居されていたと思います。各市町村の現状で異なると思いますが、令和2年3月の聞き取り調査では、再建、住まいの確保ができ、見通しが立ったという人が9割と聞きましたが、それから2年2か月程度たっています阿蘇市の現状をお聞かせください。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、これまで応急仮設住宅5団地116戸ございまして、これまで140世帯の方が入居されました。140世帯のうち136世帯の方々が、既に退去をされております。これらの方々の再建の現状といたしましては、自宅再建の方々が92世帯、民間の賃貸住宅に入居された方々が3世帯、災害公営住宅、こちらへの入居世帯が35世帯、その他が、上寿園等福祉施設の方々が6世帯ということになっております。したがって、現在、仮設住宅入居につきましては、4世帯の方々が現在住まわれているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） ただ今、課長のほうから4世帯の人がまた見通しが立っていないという認識でいいでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） この4世帯の方々につきましては自宅再建中ということでございまして、自宅再建が完了次第、順次退去予定となっております。最後の方が、今のところ11月末を予定としておりまして、それまでには全員の方々が退去ということになります。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） ということは、もう全世帯の人が見通しが立ったということですね。はい、わかりました。関係機関の皆さん、どうもありがとうございました。おかげで皆さん、見通しが立ったということで、私たちも安心していただいております。ありがとうございます。

次に移ります。次に、災害公営住宅に入居された方々の心理面や健康面のサポートについてお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 心理面や健康面のサポートについてということですが、

今年度までは社会福祉協議会へ委託している地域支え合いセンターで対応しており、公営住宅入居者に限らず、センターの生活相談支援員がアンケート調査や面談等を経て、今後対応が必要と思われる方々を対象に戸別訪問などを行い、安否や体調等の確認を行っております。なお、必要に応じて保健師、地域包括支援センターや民生委員さん等と連携しながらサポートを行っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 実は、私の娘も 3 年間ほど熊本市南区の災害住宅に入居していたわけですが、家が全壊しまして、そのとき、見舞いに行ったとき、やはり心の病気といえますか、心理的に不安定で、話を聞いたところ、その南区の団地内の方々も、やはり高齢者、若い者問わず、心理的にとても苦痛であった。その中身を聞きますと、京間の 10 畳ほどの広さに親子 4 人で、それも小学生の高学年と親、両親、そういった狭い部屋で暮らしていました。そこで、やはり心理面が相当減入とったような気がしてなりません。そういったことで、やはりこの心理面と健康面のサポートはしっかりこれからもやっていただきたいと思えます。

次に、入居された災害公営住宅に住まわれている一人暮らしの高齢者や高齢者の比率、また個人情報に触れない程度に説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 現在、そういった形で見守り等をしている方々が、現時点、これは時期とか状況によって増減しますけれども、現時点では大体 35 世帯程度。災害公営はそのうち 20 件、20 世帯、民間賃貸が 10 世帯、その他 5 世帯となっております。特に支援が必要ということで 35 世帯と言いましたけれども、高齢者 75 歳のみ世帯がそのうち 25 世帯、障がい者のみ世帯が 5 世帯、その他申出等による世帯、これがうちもちょっと見に来てくれないですかとか、そういう申出があったところですね、そういうのも含めて 35 世帯程度を今のところ回っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 仮設住宅は退去できたが、体調面や新たなコミュニティ、やはり高齢者になると公営住宅に入って、地域の人と交わって話すのもなかなか、今までは生まれ育ったところでコミュニティができていたと思いますけれども、なかなかコミュニティができないような高齢者の方もおられると思うんですよ。そういった高齢者とかの見守りに対する相談体制とかの充実はできておりますか。重複するところがあるかもしれませんが。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 事業の中でも、やはり地域支え合いセンターの事業としては、地元で早く溶け込んでいただくということを目的として、催しごととか、もちろん地元区長や民生委員さんと協力しながら、地域とのつながりをつくっていただくというサポート面、その他サロンの運営の後方支援等を行っております。やはり先ほどおっしゃられたように、本年度まででこの事業が一応完了の予定ですので、この先も長く見守っていくということは、実際必要にはなりませんけれども、ここから先の来年度 4 月以降は、一般事業として、また社

協、やまびこネットワーク、そのあたりの機関と連携しながら温かく見守っていくということが続けたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） お願いしておきます。やはり、障がい者の方々、高齢者の方々、積極的に地域の住民の方々とのレクリエーション、スポーツなど、例えばグラウンドゴルフやゲートボール、体を動かすのが苦手な人は文化祭等に向けた地域の皆さんとの融合、そういったのを進めていってほしいと思います。

続きまして、応急仮設住宅の土地建物の利活用はということで4つほど提案させていただきます。この応急仮設住宅、コンクリートの基礎付の住宅ということで、県から払下げも可能であるという前提で質問いたします。1つ目が防犯上の問題もあると思いますが、旧阿蘇北中学校跡地にあります応急仮設住宅8棟のうち2棟を部活動の練習や他校との親善試合に使う更衣室、また談話室を休憩室などに対応してもらえないかと思いますが、その点、教育課長の御意見をお伺いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

ただ今の御質問でございますけれども、担当課のほうからこの仮設住宅を今後どうするかという問合せがございました。教育委員会としましては、現在のところ、もともと教育財産ということで、更地にして、除却後においてもその以前の教育財産として使っていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 現地を見てみますと、やはり野球場、またテニスコート、サッカー場があります。炎天下でするスポーツが多くある中で、休憩室もない、木陰もない、そしてトイレもない。トイレはあるかわからんばってんが、トイレもないような施設で子どもたちの練習とか、部活の練習とか、親善試合とか、そういったところに適せんとかじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 現場のほう、今年、仮設住宅の県のほうから立会いもございまして、担当課と一緒にまいりまして、現場を見てまいりました。本当に仮設住宅、もったいないという感じもいたしますが、私どもとしては、一応結論といいますか、結論づけといいますか、阿蘇市の方針といいますか、教育課の方針を出しまして、担当課につないで、今のところ更地にするという方向が出ておりますので、お伝えしたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 休憩室だけでも残すような検討で、再検討していただきたい。もうどうもでけんというならば、そら諦めます。再検討する価値はあるんじゃないかなと。壊すとは簡単ばってん、造るのは難しいもんだけんですね。また予算組立てして造るときは造らな、要るときはですね。壊すのは、それこそ業者に任せればぱっと壊せるとだけんですね。そこら辺、検討方、よろしく願いしておきます。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ありがとうございます。担当課のほうとまたちょっと協議をいたしまして、検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございました。

続きまして、第2点目として、この豪雨災害時の避難指示警報が発令した場合、先ほどから園田議員、真剣に一生懸命災害のことを言うておりました。私なりに、この避難所の3密に対する対策として、持病を持っている人、また明らかに体調がよくない人、または妊婦さんなど、応急仮設での利用ができないか、お伺いいたします。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 仮設住宅を避難所で使えないかということでございますけれども、おっしゃるようにこのコロナ禍の中では、我々としても仮設住宅を避難所として使えるということは、非常に望んでいたところではございますけれども、利用につきましては熊日新聞にも先般掲載されましたけれども、国の意見としましては、災害救助法に基づいて、熊本地震で住まいを失った方、その被災者が入居対象であって、法律上は、例えコロナ対策であってもそれ以外の目的での利用はできないということで報道もされておるところでございますので、そういう目的外の利用はできないということで示されたところでございます。

○議長（湯淺正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 目的外の利用ができないということですが、それが法で決まっているということであれば、端からできないということですね。今期の梅雨時期に関してだけでも利用できるならば、コロナウイルスも来年は終息するということで、利用価値があるかなと一瞬思ったわけでございます。法律上、無理ということですね。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） そのように国の方針としてはなされているところでございますけれども、この状況においては、ぜひとも利用できないかと思っているところでございます。保健所のほうにも何とか利用できないかということで要望はしているところでございますけれども、やはり同じように回答としては非常に難しいという回答を得ているところでございます。そこを柔軟にお願いしたいということで要望はしているところではございます。

○議長（湯淺正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 私が何でこのことを言おうかと思ったのは、やはり平成24年の水害のとき、透析をしている患者さんが農業改善センターの中におられて、そのフローリングの上にごろっと寝とんだんですよ。どげんしたっですかと言ったら、ちょっときつくてですねと、持病か何か持っているんですかと言ったら、透析をしているんですよと言われたもんだけん、職員さんに来てもらって、すぐマットを敷いてもらって寝せた覚えがあるんですよ。そういったこともちょっと頭をよぎったもんだけん、これを利用すればそういった持

病を持った人を確保できるかなと思って質問したわけでございます。

続きまして、応急仮設住宅を見ると、まだまだ立派で、壊すのがもったいない発想で3つ目の質問をさせていただきます。予算的な問題もありますが、仮設住宅の移築ができないかということを質問いたします。阿蘇市の公営住宅でもあります下り山住宅、現状を見ますと、急傾斜地に50年ほど前に建てられた古い住宅であります。以前は多くの方が住まわれておりましたが、しかし今は住まわれている世帯も少なくなり、一人暮らしの高齢者、また高齢世帯も多く見受けられるようになっております。道路は急傾斜地であることから、高齢者の皆さんに負担になっております。同地区は、土石流、地滑り、山腹崩壊、3つが重なった3密状態であります。下り山住宅を対象とした仮設住宅の移築の検討ができないか。また、建設住宅を移築した場合と新築をした場合、どちらが安く済むか。そこら辺りをちょっとお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 仮設住宅の公営住宅への移築ということで利用できないかという御質問かと思えます。先ほど政策防災課長も答弁させていただいたとおり、基本的には内閣府の見解としては法律上、再利用できないと、災害救助法に基づく自然災害で住まいを失った被災者の方々の入居対象だからということで、例え避難所だろうが、それは認められないという見解がございます。ただし、条例を整えれば、公営住宅としての活用については可能な部分もあるということで、実際、県内でもこういった基礎木造の住宅については、県から委譲されている自治体もございます。移築して、公営住宅に活用しようということで。しかしながら、阿蘇市の場合は、現在、860戸ぐらいの公営住宅がございます。空き家率も8.9%ということで一定の空き家がございます。といいますのも世帯数が減少、あるいは昭和40年前後の古い住宅がございます。これについては、やはり退去して廃止、建て壊しといった段階を踏む必要があるということで、平成30年度に市営住宅総合基本計画というものをつくっております。今後10年、その計画にのっとり新築、あるいは改修しながら長寿命化を図るといった計画がございます。そこでここ10年で200戸ぐらいは減らしていこうという計画がありますので、やはりその計画に則った形で進めていきたいと考えております。基礎木造住宅ではございますが、やはり相当程度の耐用年数については若干疑問もございまして、ここはやはり一旦県の費用で解体撤去ができますので、今回は県の費用で解体撤去していただくというように考えています。ところで、黒川団地26戸でございます。こちらにつきましては、先月5月に医療センターのほうへ譲与しております。そして、医療従事者の宿舎等に活用されるということです。その他の内牧、三久保、北塚の各団地については、住居部分については解体撤去したいと考えております。ただし、談話室がございますので、この談話室につきましては、三久保と北塚団地の談話室、こちらにつきましては医療センターのほうに移築して地域被災者のコミュニティの場として、あるいは病後児保育などの託児所として活用できるよう、今、熊本県と協議を進めているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。12時になりましたが、一般質問の時間が残っておりますのでこのまま続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、このまま続行いたします。

菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、そこでやはり下り山住宅の現状を今伝えたわけでございます。そこら辺も頭に入れとって、次に移りたいと思います。

12 時がきましたので、止めんでいいということでございますので、続けていきたいと思っております。

今後の更地の場合の利活用は、先ほど住環境課長が言われたように、もう大体、今、答弁されたので結構でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてということで質問いたします。その前に、阿蘇医療センターの皆さん、見えない敵と最前線で戦っておられる医療従事者の皆さん、そして家族の皆さん、本当に御苦労様でございます。時には差別や偏見で苦しんでおられたことも多分あったろうかと思っております。おかげで阿蘇保健所管内の患者さんも、無事退院されたと聞いており、県内の入院患者さん、6 月 10 日で 0 になったと聞いております。

そこで、夏には少し終息するが、今年の秋、冬には間違いなく流行するだろうという専門家がおられる中で、症状のある人が早く検査を受けられる環境づくりが最優先であります。症状がなくても感染しているケースもあると伺います。当医療センターの検査体制を少しお聞かせください。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） まず、医療関係者への感謝の言葉をいただきまして、ありがとうございました。

現在の当医院としましての検査体制につきましては、専用の診察室を使った発熱外来と、今のところまだ行政検査という形での PCR 検査しかできておりませんが、それにつきましては、医療スタッフの感染軽減のためにドライブスルー方式ということでやっております。これは、まだもちろん継続中でございます。それと、今、市議が御懸念されましたように、第 2 波とか、先ほどもありましたように、インフルエンザの流行期と併せてということ当院も大変懸念しております。今のところ、これにつきましては今後の対応といたしまして、PCR 検査がどうしてもやっぱり判定までに 5~6 時間と。なおかつ、当院では検体採取をして、検査機関に送って、そこで検査結果を待たなければならないということで、それがわずらわしいということももちろんございますし、抗原検査というのが今開発されておまして、これであればインフルエンザ検査と同じように、今のところ、迅速として約 30 分程度で結果が出るのではないかと。ただ、今聞いているところでは、判定率がまだちょっと低いというところを聞いております。ただ、今後、当院の取組みとしまして、抗原検査を病院のほうで実施するという取組みたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） この前、テレビを拝見していましたところ、日本で開発された全

自動のPCR検査機、この機械の利点としまして、検査技師の感染防止につながり、2時間ほどで検査結果が判明でき、スピーディーであると聞きました。それと同時に、唾液を使ったPCR検査も始まったと聞きますが、当医院のセンター、そういった機械を使うような予定がありますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） まず、唾液検査につきましては、当院のほうもそれで対応しております。それと、いわゆるPCRセンターというのは、それぞれの自治体とかにおいても、例えば熊本市だとか、熊本県内でもそのPCRの検査機器を購入するに当たって補助金でちゃんと出すから、買って備え付けていいよと。あとは、いわゆる検査技師がちょっと能力がないといけないいうのがありまして、もう一つ、陰圧室的な検査室の設備が必要ということでありまして、当院も検討しておりまして、そういう検査機器まで備えて、検査員を備えて、院内の中でPCR検査を完結させるのかというのは、まだ検討はしておるところなんです、それよりもさっき申し上げました、精度はだんだんまた上がってくるとお思いますので、抗原検査のキットを購入して、それで対応できればと今考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 今後の患者さんの受入体制ということで質問いたします。例えば、阿蘇保健所管内で入院患者さんが多く出た場合を想定した場合、阿蘇医療センターを除く阿蘇郡の公立病院、例えば小国とかがありますが、また民間病院での入院患者受入れは可能なんですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） その点につきましては、熊本県のほうが、いわゆる第2波に備えまして、県内に400床確保するというので、今、いろいろ民間病院を含めて依頼をされて、逐次、受入体制が整った病院から県のほうに届出をされているという状況です。ちなみに、当院としましては、以前からお話していますとおり、4床が上限とっております。それにつきましては、当然医療スタッフも大変な労力を必要としますので、現行、うちが対応できるのはやはり4名が上限かなと。当院としましては、中等症、軽傷、無症状の患者の受入れを担うことになっておりまして、いわゆる人工呼吸器管理が必要な重症患者については、その時点で、例えば阿蘇保健所管内の患者様であっても、それが対応できる病院のほうに入院していただくということで考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 部長、詳細な説明、ありがとうございます。また、これ新聞で見た記事で、患者を受け入れる際の国や自治体による調整機能の強化や医療支援の充実など、課題は山積みという記事が出ておりました。具体的にどのようなものか、わかりますならば。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） いかんせん未知のウイルスということで、早い話が新型インフルエンザの対応というのは自治体を含めて、国からずっと対応していたと

ころなんです、今回の新型コロナウイルスに関しては、未知のウイルスということで、非常に手探りの状態で国から進んできた。いわゆる検査体制しかり、なかなかガイドラインも固まらないままに、だんだん少しずつわかったことをこなしていきながらできている。山積していることにつきましては、先ほど申しましたように、例えば県内の受入れ病床につきましても、当初の段階では少なかった。それでは対応できないから、増やさざるを得ないと。あとは医療機関に補助金を出して検査体制を整えとか、入院体制を整えるということを国・県としてそれぞれ依頼をして、それを引き受けていっていると。そういう形で、そういうことが課題だったと認識しております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 部長、ありがとうございます。白髪が余計増えて、大変な御苦労をされていると思っております。またこれからも第2波、第3波、ひょっとしたら来んかもしねんばってんが、やっぱり備えとかんといかんもんだけですね、大変苦労されると思いません。頑張ってください。

次、最後の質問になります。最後の質問、阿蘇医療センターを阿蘇郡市の広域医療センターとしての位置づけの検討はなされないかということで最後に質問いたします。当医療センターは、阿蘇郡にとってなくてはならない災害拠点病院でもあり、広域な阿蘇火山防災にも深く関わっております。市長の諸般の報告でもありましたように、阿蘇保健所管内の感染症指定医療機関として、責務、使命を担い、多数のPCR検査、陽性患者の受入れを行ったと聞いたとき、阿蘇市の医療センターではなく、幅広く人命を救済できる阿蘇郡市の広域医療センターとしての位置づけを国・県、関係機関と検討するような時期に来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ありがとうございます。まず、今回のコロナウイルスに関して言えば、1月末から約100件近くのPCR検査を当院で引き受けております。当然ですけれども、阿蘇保健所管内7市町村ということで対応させていただいておりますし、もちろん患者の受入れもさせていただいております。また、先ほどお話がありました。平成28年4月の熊本地震のときも、災害拠点病院ということで地域医療のほうに貢献させていただいたと、ちょっとおこがましいんですが自負しております。また、これにつきましては、事業管理者の甲斐医院長先生もあらゆる機会、それぞれの方面に情報発信をさせていただいております。広域的な意味合いも、十分機能も価値もあるというところがありますので、また併せて地域振興局でつくっておりますが、第7次阿蘇地域保健医療計画ということで、政策医療を行う公立病院ということでも位置づけられておりますので、病院からは今後とも引き続き情報発信をさせていただきたいと思っておりますが、その医療センターの必要性とか、なくてはならない病院だという点につきましては、県からそれぞれの町村に説明をしていただいたりとか、あと議員の皆様方も含めて広域的な業務を協議する場でテーブルに載せていただけないかと思っております。よろしくお祈りします。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 最後に市長、何かこの広域の検討ができないかということで少しお話をお伺いできればと思います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の質問であります、これからの阿蘇医療にとって、とつても大切なことであると思います。以前、新聞にも出ておりましたように、全国の中でもこの公立病院で赤字を抱えておるところが、たしか熊本県内においても何か所かあると。そこのこれからの改善と新しい医療体制というものを築いていかなければいけないという提案もありました。そのことを踏まえて、熊本県のほうとしてもどのような体制で今後臨んでいくのかということ準備なされた矢先に、今回の新型コロナウイルス感染症ということになりますし、そのところがすごく、今計画的にも遅れている部分であるとは思っておりますけれども、そういう中において、今まで我々が体験をしたこと、そして議会の中でも御意見をいただいたこと、また市民の皆さん方のそういう感情もこれからしっかりと受け止めながら、新しい阿蘇医療センターの在り方というものをきちっと構築をしていく。そして、まず最初として、阿蘇地域振興局の局長さんほか、部長さんから県の政策の取り組み方についての説明を受けました。その説明を受けた時点においても、そのような問題について真剣に取り組んでいかないと、いざということになってきたときには手遅れにもなってくるし、またあるところだけが犠牲になるということでは、これは大変な心外な状態にもなるかなということもありまして、そのことを含めて、まずは阿蘇医療センターについて持続可能な、継続すべき、そしてどんなにかなることがあってもこのセンターをずっと将来にわたっても継続できるようなことにさせていただきたいということをお知らせしてまず要望書を出しておりますし、また国のほうにも予算化の問題もあります。また、県の中でも、たしか感染症病棟というのは 10 か所ということで限られているうちの大切な 1 つでありますので、そのことも踏まえてしっかりと対応していただけるような、将来のことを考えた上での、これから市のほうとしても働きかけていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 市長、ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。今日答弁いただきました部長、課長さん、市長さん、ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 10 番議員、菅敏徳君の一般質問が終わりました。

午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時 15 分から再開したいと思います。よろしくお願ひいたします。

午後 0 時 16 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） お疲れ様です。昼一番の一般質問となります。6番議員、日本共産党、竹原祐一です。どうかよろしく願い申し上げます。

まず、3月議会の中で一般質問が新型コロナウイルスにより中止となり、住民の声を代弁する議員の一般質問、議会が自主的に一般質問を中止するというのは、議会の権限、そして役割を自ら放棄をするということになりかねません。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

まず、今、コロナウイルスの中で、今後、市として2次感染が想定される中で、市民の命、暮らし、そして事業者の暮らし、営業を守るために、基本的な施策を市民部長と、そして経済部長に御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お答えいたします。

まず、私のほうからは、市民の皆さんの感染防止という点で御説明をさせていただきます。市のほうでも対策本部をかれこれ20回開催しまして、その都度、その都度、新しい、国・県の情報、それとそれぞれの都道府県の感染状況、そういう部分を十分に踏まえまして、施設の利用中止とか、新しく開設するとか、そういうところを詰めてまいりました。今後におきましては、徐々に、今日、日本全国制限が解除されまして、また来週、市の本部の会議の中でも新たな制限の緩和というところを詰めてまいりますが、まだ終息したわけではございません。これにつきましては、先ほどいろいろな議員さんからもお話があったとおり、第2波の部分もございます。ただ、阿蘇市においては、やはり今の医療センターがどういう状況かというのがまず一つの基準になります。受入れができるのか、できないのか。今の段階では、全員退院されていますので、そこら辺を踏まえて、市民の皆さんに引き続き感染対策、いわゆる密を避けるということは徹底していこうと思っております。ただ、今、県のほうが24時間体制のコールセンターというのを開設いたしております。そこで相談をしていただく。それと、PCR検査についても、議員も御存じだと思いますけれども、なかなか電話しても保健所のほうがPCR検査を受けさせてくれなかったとか、そういう苦情をほけん課のほうにもいただいておりますので、そういう部分についても県のほうで改善をされておりますので、そういう情報をつかみながら、正しい情報を市民に伝えて、阿蘇市から感染者が出ないような対策を引き続き徹底して行っていくというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、非常に経済面には大きな打撃が出ております。市の施設につきましても、経済部の施設を中心に長らく営業停止なりをいたしておりましたが、国の制限解除を受けまして、現在は市の施設につきましても営業している状況でございます。

そのような中、一般の事業者向けに事業継続支援補助金という形で現在支給をしております。

すし、今後は国のG o T oキャンペーンが出てまいりますまでのつなぎということで、この後、追加議案で上げておりますが、宿泊補助なども検討しているところでございます。あまり経済に走りますと今後の拡大防止という部分でまた問題が出てまいりますので、そういう感染拡大に配慮しつつ、経済対策をやっていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。

そして、一般質問の中で、この新型コロナウイルスに関連しての私が市民の皆さんから質問され感じたことをずっと今回一般質問の中で述べさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

まず最初に、今回の新型コロナウイルスにおいて、ほとんどの事業者は何らかの影響を受けています。その中で、今回、市独自の13万円の事業継続支援金、この指定業種を決めていますが、実際は全業種、影響を受けているという中で、サービス業関係だけ影響を受けているわけではないと。そして、市民の皆さんから私の業種は対象にならないのかということで問合せが非常に最初の時点でありました。そういう意味で、この支援金について全業種に拡大はできないのかということをお質問いたします。御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 事業継続支援金の業種ということで、今回の事業、補助金の内容を少し御説明申し上げたいと思っております。今回の事業継続支援補助金の目的としましては、一つは感染症拡大防止という観点から、人が集まらないようにするというので、一時休業とか、営業時間の短縮対策を取られた事業者に対する支援でございまして、減収をしたという形での支援ではないということについて御理解いただきたいと思います。

対象業種については、あくまでも日本産業分類で第2分類がございまして。その中で、サービスの提供という部分に分類されている業種の一部を対象に選ばせていただきまして、大多数に大きな影響が出ております事業者、またサービス業者を中心に選定をしているという状況でございますので、今のところ業種の拡大については考えてないという状況でございます。収入等が減少しております事業者の方々につきましては、国の持続化給付金、または県の協力金、県の支援金等々が準備されております。こちらについては、この制度を御利用いただきたいと思いますし、なかなか手続等難しいという場合については、私どもの課、まちづくり課、もしくは商工会のほうで現在丁寧な形での対応をさせていただいておりますので、そちらのほうの御利用をお願いしたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 課長、ありがとうございます。私としては、全業種にこの支援金、お願いしたいと思います。今回、第2次の地方創生の臨時交付金、総額で2兆円、交付されると思いますので、その中で次回に支援金として全業種にあたるように支給をお願いしたいと思います。あくまでも要望ですから。

次の問題に移ります。次は、公共料金の減免ということで上げておりますが、各種の税、料金については納税猶予、減免の制度がありますので、個別には答弁を控えさせていただきます。

たいと思います。それで、固定資産税、それから個人住民税、地方税についてお伺いをいたします。この税金については、国民年金保険料の減免とか、また免除、それから国保税でも免除及び減免という制度はあります。しかし、固定資産税、住民税、地方税については、減免の制度はありません。ただ、猶予の制度はある。そういう中で、この税について減免は実施できないのかという質問をさせていただきます。御答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

市民税、それから固定資産税の減免ということでございますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応につきましては、今、市議がおっしゃいました徴収の猶予、これが市民税、固定資産税、その他各種税について対応ができます。独自の減免なんですけれども、国民健康保険税は国の財政支援がございますし、別の基準を国がつくられまして減免されます。市民税につきましては、特に今はない状況でございます。ただ固定資産税につきましては、来年度分にはなりますけれども、中小事業者等が所有する償却資産、それから事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が予定されております。具体的には、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が50%以上減少した場合には課税標準額の全額、それから30%以上の場合は課税標準額を2分の1に減額するという措置が用意されております。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） わかりました。この固定資産税とか住民税で、一応猶予はされても、次の年度に対しては倍の税金を払うという形で、非常に払う側としては猶予はしてもらったと、そのときは楽だと。だけど来年は倍の金額を支払わなければならない。そういう面で非常にしんどい思いをされて払っている業者の方もいらっしゃいます。その辺でまた非常に難しいんですけども、資産税と同様、そういう形の減免が実施できればと思ひまして。課長、ありがとうございます。

それでは、次、同じような関係の公共料金ですけれども、今、全国各地で、数はまだ自治体としては知れていますが、上下水道の減免、それから免除という制度が自治体の中で行われています。実際、この阿蘇市においては、旅館業など、大量の水、そして下水を使われる業者。しかし、実際にはお金が入ってこないということ。そういう状況の中で、ある程度市としてその辺の援助ですね、減免制度、それから免除、それから減額という形の制度はできないのでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

下水道使用料につきましては、これまで減免等の相談はあっておりませんが、相談、要望等があればその都度、条例、施行規則に則って適切に対応していきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） そしたら、上水道については、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染の影響による上水道使用料についての減免措置は実施しておりません。コロナウイルスの影響により収入の減少や職を失うなど、一時的に水道料金の支払いができない生活困窮者に対しては、従来からの生活困窮者と同様に御相談に応じ支払期間の延長や分割納付の措置を取る対応としております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） わかりました。上水道の料金についても、そういう形で御相談にいられた場合、分割という形も仕方ないかなと思うんですけども、料金の減額とか、そういう方向で考えていただきたいと要望をしておきます。

それでは、今回、非常に聞くのが多いので、ちょっとスピードを上げて質問をさせていただきます。どうもありがとうございました。

次は、教育関係を質問させていただきます。緊急事態宣言が解除され、6月1日から全国の学校が3か月ぶりに再開をいたしました。長期の休校による子どもの学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスは大変に深刻です。新型コロナウイルス感染から子どもと教職員の健康と命をいかにして守っていくかが重要な課題になっていくと思います。学校では、3密はもちろん、感染防止の3つの基本、身体的距離の確保、そしてマスクの着用、手洗い、十分に指導をされている中で、質問の要旨である1の3密を避けるための対応、そして2の支援員・臨時講師の確保状態、そして3番目の発熱等児童生徒が待機できる保健所の確保、対応マニュアルの作成、一括で質問をいたしますので、御回答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

まず、3密を避ける対策ということで、まずはクラスターを生じさせないということで、学校ではマスクの着用、手洗い、それから部屋の換気を実施しております。また共用部の消毒、手すりとか、ドアノブとか、そういうところも対策をしております。また、児童生徒においては、登校前に検温させて登校させて、発熱があれば登校しないということも決めています。

それから、通学の際のスクールバスでございますが、これも密な状態にならないようにということで、バスの増便をやって分散登校をさせていただいております。

それから、授業の体制でございますが、児童間の距離を開けることが必要ですので、多人数のクラスでは大きな部屋を使ったりして分散教室というやり方をしております。

それから、支援員の御質問でございますが、これにつきましても分散教室をする場合に、教師の方が足りないということで、授業をするのが困難になってまいります。今後、学習支援員として3名の教職の経験者を確保する予定としております。

それから、児童の保健室での対応マニュアルということですが、基本的には、国が示します衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式の関連性を徹底しております。先ほど言いましたが、家で検温を行って、発熱があれば登校しないということと、登校後に発熱した場合に

は、一旦別室で待機させて、その当該児童生徒は安全に帰宅をさせて症状がよくなるまで休養させるという措置をしておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。実際、今の3密を避けるため、また教室内で密接をさけるため、それはすべて教職員の負担になってきますよね、正直言って。例えば、手すり、ドアノブ、それを消毒していくのは誰がしていくのか。それは、どういう手順でされていますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） これにおきましても、学校の教職員のほうでやっております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 教職員のほうですべてやるということは、教職員自体の労働の過重という問題がありますので、今、課長の答弁の中で3名の臨時職員、教員の方が入られるということで、これは時期的にはいつごろ入られるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） これも、一般質問が終わりまして、また追加提案をさせていただきますので、その補正の中で議決いただきましたら、準備させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） わかりました。なるべく早く補充をしていただき、教職員の皆さんの労働環境、これについても無理のない労働環境をつくっていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。今後、子どもの家庭の不安や負担を最小限に収めるための対策を進めるために、どのような対策が必要か、御回答をお願いしたいと思いますけれども、私も非常に子育てから離れていますのでわかりませんので、その辺の、具体的にこういう形でストレス、それから不安を解消していくということで御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

まずは、先ほど申し上げましたが、3密対策などの感染症対策を取るということが一番だと思います。また、保護者の理解をいただくということが一番重要ではないかなと思っております。ただ、学習の遅れにつきましても、国の指針とか、県の教育委員会と歩調を合わせて学びの保障に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 抽象的に非常にわかりにくかったですけれども、この問題、ストレスをなくすような形で、ぜひとも御指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

そして、私としては、例年どおりの授業をしようと、土曜授業、そして夏休みや学校行事の大幅な削減、それから1時間授業など、授業を詰め込むやり方では、子どもたちに対し新たなストレスをもたらし、そして子どもたちの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げること

にもなりかねません。子どもたちをゆったりと受け止めながら、学びとともに人間関係の形成、遊びや休憩をバランスよく保障する柔軟な教育が必要です。こうした柔軟な教育、子どもを直接知っている学校現場の創意工夫、これを保障して実施することができる。それによって子どもの心身のバランス、ストレス、解消していくと思います。ぜひとも実施をする方向で考えていただきたいと思います。

次に、就学援助金制度についての問題点、質問を行います。学校が休校で給食を食べなかった分の金額を子どもたちの休校中の給食代、すなわち休校中で昼食がストップになります。しかし、家庭の中では昼食を取っていくと。その代金を支給する自治体が各地で生まれてきています。新型コロナウイルスによる3月から5月までの休校期間中の給食費分を支給する、そのような要望を私はしたいと思います。同時に、本年度において、あつてはならないんですけれども、もし修学旅行が中止になった場合、その場合、その金額を就学援助利用者に支給するように求めたいと思います。また、保護者に対しても、再度就学援助金制度の申請を周知していただくようお願いを申し上げます。このことに対しての御回答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

まず、給食費ということで、御要望、大変ありがたく承りますけれども、現在のところ、阿蘇市ではその部分について補助するという方向性は出ておりません。給食費も、徴収もその分しませんので、補助のほうも今のところやっていかないという方向でございます。就学援助費の申請でございますけれども、まず年度当初上がってまいりますけれども、再度困窮したとか、そういう場合におきまして再度申請も可能でございますので、そのときにまた再審査をやらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 今、課長が言われました給食費の支給なんですけれども、今回、政府が出された1兆円の臨時交付金、この中で別に給食費の負担に対して支援を、別途支給をしていくという形の制度も支給の対象になるわけですね。ですから、今度2兆円の給付金の交付税が来ますが、そのときにでもこの給食費の問題についても、再度検討をお願いしたいと、そのように思います。

それでは、次の問題に移らせていただきます。次に、幼・保・小・中保護者への経済的支援策として、学校給食等助成金、そして子育て世帯の臨時特別給付金の新型コロナウイルス対策の一環として影響を受けた子育て世代への生活を支援するための児童手当を支給する世帯、すなわち0歳から中学生のいる世帯に対し、一時金を支給するものですが、今回の支給、生活保護世帯に対してはこの一時金、収入認定を行うのでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お答えします。

生活保護世帯で追加の給付金については、認定は行いません。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 5月1日、厚労省からそういう通達が来ておりますので、ぜひとも

追加、金額的は1万円ですけれども、収入認定をしないようによろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。経済的困窮を増している大学生、それから短大生、大学院生、専門学校生徒、国のほうは学びの継続のために学生支援緊急給付金を創設して支給していますが、非常に利用しにくい内容です。そして、阿蘇市では経済的理由により就学が困難な生徒や学生に対し、奨学金の貸付け、貸付金額は高校生で1万5,000円、大学生等で3万円ですが、奨学金を利用している学生の多くはアルバイトで生活、学費を捻出しています。今回のコロナの中で、多くの学生がアルバイト先を追われ、日々の生活も回らない状態。これは、よくマスコミの中で、テレビの中でも報道されています。こういう中で、この奨学金の増額を検討できないかと思ひまして要望をしたいと思ひます。御回答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

阿蘇市のほうでも、先ほど議員が言われました学生支援緊急給付金、学生さんにおきましてはこの制度を使っていたきたいと思っております。また、2次補正のほうでも家計が急変した家庭の学生に対する支援ということも出ておりますので、これについても国の施策を利用していただきたいと思っておりますので、今のところは阿蘇市のほうで増額とは考えておりません。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 意味はわかったんですけれども、納得はできないので、またこの問題については、再度質問をしていきたいと思ひます。実際、学生自身がバイトで生活費、学費を稼いでいる。私も、実際、生活費と学費をバイトで稼いだことがあります。本当にしんどいですね。ですから、そういう気持ちもわかりますので、ぜひとも何らかの支援ができるのであれば、やはり市としても考えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、次の問題に移らせていただきます。次は、地方創生臨時交付金についてなんですけれども、これ1回目、1兆円の交付が決定されて、この一般質問が終わり次第、追加議案で出される、これ阿蘇市に給付されたのは1億4,000万円です。よろしいのでしょうか。確認をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 阿蘇市の交付限度額といたしましては1億4,559万3,000円ということになっております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ということは、次の2次分の交付金、これは2兆円ということで倍になるんですね。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木洋君） 1次補正分については、先ほど政策防災課長が申し上げたとおりです。2次の補正分につきましては、5月12日に国のほうで決定をしまして、国から県、

県のほうでまた配分がなされると、そういったことで、具体的な金額は、まだ一切、市のほうには来ておりません。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ということであれば、2次分として交付金は来るわけですね。金額的にまだ未定だと。しかし、1次分よりは金額的に増えている状態ですよ。可能性は大きいわけですね。ということであれば、現在、民間の医療機関、実際、コロナウイルスにより患者の方が非常に少なくなっていると。そういう中で、やはり看護師さん、そして事務の方、そういう方がやっぱり毎回通勤をされ、病院を維持していると。そういう中で、やはり民間の医療機関、そして介護施設については、やっぱり訪問介護で、今までは週3回来ていただいていたのが週1回で、なかなか密接な関係をつくりたくないということで断られる方も多いと。それとあと同時に、障がい者施設、これも障がい者の方が生産をしていく品物についても大幅に減収という形で苦しい状態というのをお聞きしました。それで、この3機関について、この新型コロナウイルス対策の支援制度、これは持続化給付金のほかにどのような制度があるか、ちょっと確認をお願いしたいんですけれども、御回答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 御質問いただきました医療機関、介護施設、その他福祉施設への支援ですけれども、今、市としましては3月と5月に、マスクを3月に9万枚、5月に9万6,000枚ということで、それぞれ100以上の事業所に配っております、18万6,000枚を支給しているところでございます。その他にも防護服、消毒液についても支援をしているところでございます。そういった物品の支援を我々のほうはしているところでございます。持続化給付金以外の国の支援ということでございますけれども、国のほうの予算でございますけれども、2次補正のほうで新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金というものがございまして、これ1次補正でも計上されておりますものですが、2次補正においてもこの約2兆円ほど追加で補正されているということでございます。これまでの1次で付いていた事業についても増額なされておりますし、新たに新設されたものもあるということです。この内容につきましては、今後徐々に明らかになってくるものと思っております。この辺りで国のほうは支援してくると思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） そうということで、あればまだ未定ということで受け取ってよろしいんですね。国のほうの支援がまだ未定と。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 先ほど申しました支援交付金ですけれども、そのメニューのほうは示されおります。詳細な部分については、まだこちらのほうに来ておりませんので、メニュー的には出ておりますので、その旨に該当するものは交付金の対象となりますので、御活用いただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 申し訳ありません。そういうことであれば、交付になった時点で、

ぜひとも活用のほうをよろしくお願ひしたいと。それで、途中でちょっと私のほうも一つ抜かしてしまっただすけれども、実際今回のコロナ騒動の中で、市民の方からいろいろな御相談を受けます。この経済の部分から商売の話、そして病院の話、いろいろな御相談を受けますが、この窓口がみんな違ふんですよね。そうなるということであれば、市民の方も余計迷うと。できましたら、九州北部豪雨災害の時点で窓口を1か所つくって、そこで災害についての御相談はすべて受け付けると、そういう内容の窓口ができましたら設置をお願いしたいと思うんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ワンストップの窓口ということでございますけれども、今回のコロナウイルスに関しましては3密を避ける、密集状態を避けるということが条件でございます。そういったこともありまして、今、市としましては各部署においてそれぞれに御説明をさせていただいているところでございます。分散して説明をさせていただいているということでございます。これによりまして、より丁寧に対応ができているものと、詳しく説明ができているものと思っておりますし、今後もこういった形で続けることによって密状態を避けるということでコロナ対策もしつつ、市民の相談も受けていくということとしております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） すみません、ちょっと意味が理解できないんですけれども、例えば窓口のスリットを設けて、そこで相談するのは可能ですよね。本当、あと各部署に行って相談するにも中身は一緒ですよ。ということであれば、各部署に行くよりも1か所で相談されたほうが早いんじゃないでしょうか。その辺がちょっと何かよく理解できないんですけれども、御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お答えします。

密集を避けるというのが大前提と、今、課長が申したとおりなんです、今回の市独自の事業支援金とか、先ほどまちづくり課長が答弁で申し上げましたように、国のいろんな支援策がありますよね、国と県。これも非常にわかりにくい。書類も申請の仕方がわからないということについても、やはりまちづくり課とか、観光課とか、そういうところで市民の方にアドバイスをしております。これがやはり集中したところでやったら親切に教えると、詳しいことを教えるというのがなかなか難しい。そういう関係がいろいろな各課にあります。国・県につながるような分が。やはり一本化しますと集中してきますので、逆に今のやり方のほうが、いろいろな部署に行かなくてははいけません、より丁寧に市民の方には伝わっているんじゃないかなと思いますので、御理解のほどお願いします。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） わかりました。今回、こういう形でまだコロナ騒動、終結はしていませんがのぜひとも終結目指して全員で一致団結して頑張っていきたいと思ひます。

それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

た。

○議長（湯浅正司君） 6 番議員、竹原祐一君の一般質問が終わりました。

続きまして、3 番議員、児玉正孝君の一般質問を許します。

児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番議員、児玉正孝です。今回、質問のしんがりを務めることになりました。頑張りますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策では、いつ終息するかわからないこの災いに、佐藤市長さんをはじめとする市職員の皆さんが一丸となった取組みに対しまして、感謝とともに今後どうなるかわからない状況で市の今後の対応・展開に大きく期待をしているところであります。阿蘇市の大きな要であります観光という産業が大打撃を受けております。早くにぎわいが戻るように願うばかりであります。いつもは自然を相手に繰り返されてきた災害でしたが、コロナ禍のように何が起こるかがわかりません。市も市民も、みんなが備えを怠ってはならないと思っております。コロナ対策支援では、各自治体がそれぞれに秘策を打ち出し、あたかも支援の競争になっている感もありますが、後には市民の税金に影響しますので、無理のない適切な予算執行に努めていただくことをお願いいたします。

では、通告書に沿って、今回は1 項目ではありますが、ふるさと納税寄附金の取組みについて質問します。

この制度は、平成 20 年から始まっています。阿蘇市では、平成 26 年 5 月に阿蘇環境共生基金が創設されて、現在は法人からのふるさと応援基金の寄附金受入れの窓口になっておるところです。これは、基金としての積立てがなされており、現在 4,650 万円あるようです。返礼品を伴ういわゆるふるさと納税は、当市では平成 29 年 11 月に創設されて、本年度の一般会計予算では 2 億 5,000 万円といった大事な一般財源になっています。

そこでお尋ねします。ふるさと納税寄附金の今までの寄附の件数と収入額はいかがでしょうか。まちづくり課長、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、阿蘇市のふるさと応援寄附金、創設されてからの実績という形で御回答いたします。平成 29 年度が、議員のほうも言われましたように、11 月から実施しておりまして、平成 29 年が 5 か月間でございますが 1,270 件の約 3,600 万円の寄附金になります。平成 30 年度が 5,230 件の約 1 億 5,000 万円。令和元年度が 6,470 件の 1 億 4,600 万円という形で、令和 2 年度に入りまして、今年の 4 月、5 月で約 2,000 件ほど、今 1,900 万円ほどの寄附が入っております。平成 30 年度と令和元年度を比較してみますと、金額的には 1 億 5,000 万円と 1 億 4,600 万円ということで、若干令和元年度のほうが寄附額については下がっております。ただし、件数については 1,200 件ほど伸びているという状況でございますので、これについては返礼品の金額設定が私ども 1 万円から 3 万円というのを中心にしてきておりましたので、少しその部分が影響しているのかなと考えております。現状でございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。だんだんと数、また収益、収入も上がっているように伺うことができます。それなりの興味を持っている人が増えているということになるかと思います。

次の項目のポータルサイトの件でございます。ふるさと納税は、地方公共団体に寄附をして、寄附に見合う好きな返礼品を自らが選んで受け取る制度です。全国では、一部除外された団体もありますが、寄附をした場合にはその寄附金額の一部が税控除されるわけですね。現在、自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税及び住民税控除の対象となりますので、2,000円で寄附額に応じた品物がもらえるということです。そこで少しでも多くの寄附をという思いでみんなが飛びつくようにと寄附された額に見合わない、還元率の高い品を贈るといった自治体が出て、御存じのように集めに走った結果、返礼品の競争として幾度となく話題にされてきたところですよ。阿蘇市では、1人5,000円以上の寄附で返礼品を送っています。ふるさと納税に興味を持っている人がサイトを検索をして選ぶわけですが、阿蘇の情報をごこのサイトで見つけて興味を持つかが重要ではないかと思います。

そこで質問ですが、ふるさとチョイス他をはじめとする阿蘇市が依頼をしている各ポータルサイト別の実績はおわかりでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今現在、阿蘇市においてはポータルサイトの運用につきましては、ふるさとチョイス、これはもう日本国内でももともと最初から長くされていたポータルサイトでございます。それとANAと楽天の、今3つのほうでポータルサイトを取組ませていただいております。ちょっとすみません、詳細な金額は持ってきておりませんが、大体見てみますと、ふるさとチョイスが大体4割ほどあるのかなと。その次に楽天、ANAという形で率は入っております。ただ、今般、楽天さんのほうはかなり宣伝PR等をしてきておまして、楽天さんのほうのサイトの利用がだんだん伸びてきているという状況でございます。ただ、昨年度の寄附金が伸びた自治体等をいろいろ聞いてみますと、もう少しサイトのほうの利用をされているようでございますので、今後、私どものほうは今3つのポータルサイトを使っておりますが、今後そのサイトについても検討しながら取組みを進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。私が聞きますところによると、9つぐらいサイトがあるようです。それぞれのサイト別に手数料やまた決済料、これが発生しますので、課長がおっしゃいましたような重点を絞った運用をお願いしたいと思います。今、出店されている出店者数、おおよその種類の数、また差し支えがなければというのが人気であって、よく出ているかということがわかれば教えてください。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 出店数については150ほどに商品が伸びてきているかと思っております。それで、上位を見てみますと、やはりあか牛関係、肉関係、一番伸びているのか野菜関係でございます。阿蘇の高原野菜を定期的に6回ほどに分けて返礼をしております。

ますが、それが非常に伸びております。ただ、野菜でございますのでなかなか単価が、寄附額は大きくないという形で、ちょっとうまく寄附金の額とつながっていないのかなと思っておりますが、やっぱり熊本のあか牛と野菜という形が中心になって、今、伸びてきている状況でございますので、今後、返礼品につきましては、また各商店の皆様方と意見交換等をしていながら、今までの商品と違った形で商品開発等を進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 野菜の定期便ということで、リピーター的な運用ができるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。現在、コロナウイルス感染症対策支援の一つとして、通販サイトのASOMOでの注文に対して、先ほども説明がありましたが送料分の一部負担ということもやっておられますが、寄附をして受け取った人が寄附をしたお金に対してそれだけに見合うものかどうかと、満足できるものかどうかということが寄附のリピーターとしてつなぎ止めるものと思います。返戻金を受け取った人が予想外の粗悪さに今までクレームをつけて、行政の担当者もこんなつもりではなかったという報道を見たことがあります。

そこで、市としてASOMOの返戻品の検証というチェックでの関わり方はありますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回、ASOMOの送料無料という形で御支援させていただいております。これはあくまでも補助金でございますので、内容等については十分精査をさせていただいて、商品等についてもチェックさせていただいて、検証といたしますか、今後の参考にしていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） どうぞ、阿蘇の名前、いわゆる名誉がかかっておりますので、そのところをよろしく願いいたします。そしてまた出店者も重要な収入源でありますので、工夫を凝らして、誠意を込めて出店しているかとは思いますが、そこは市としての十分な目配り・配慮をお願いいたします。

それと、寄附をした方のつなぎ止めといたしますか、関わり合いを継続するために、リピーターとしてまた来ていただくために、お礼状、あるいは今でしたら暑中お見舞い、そういうもの、あるいは阿蘇広報の贈呈など、そういう取組みはされておられますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） こちらのほうの返礼品付の応援寄附金につきましては、受領書、それと礼状等は送らせていただいておりますが、その後の広報誌関係については、今のところまだ送付をしておりませんので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） せっかく寄附をしてくれた方ですので、今後ともよろしく願いいたします。

それと、あと一つお尋ねしたいんですが、企業版ふるさと納税というのがあります。これは、企業が本社を置いていない地方公共団体に寄附をすると、もう県の軽減税率が6割になるという地方創生プロジェクトのようですが、これに取組むにはかなり非常なハードルが高

いと聞きます。このシステムについて、構造について簡単に結構ですので説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 先ほどまでは個人さんが地方自治体に対して支援する寄附でございます。今の御質問については、企業版ふるさと納税というのが、国のほうが別途立ち上げております。今年度については、今、議員さんがおっしゃられました6割軽減が9割軽減まで延ばされて拡充されております。ただし、この活用につきましては、あくまでも地方公共団体のほうで地方版の総合戦略の策定が必要になります。その策定の中から地方公共団体のほうから事業を目的とした地域再生計画を策定して、国のほうに申請をいたします。その地域再生計画の事業が内閣府のほうから認定があった場合について、その事業に対する企業間の寄附が企業版ふるさと納税の軽減になると、企業側の軽減になるという事業でございます。現在のところ、阿蘇市ではまだこの企業版のふるさと納税は取組んでいないというのが現状でございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。近年、企業が持続可能な開発目標、SDGs、これに取り組むことで社会的なその企業の地位の確立を目指すという流れがあるようですので、大きなプロジェクトを組みますときには、法人からの寄附には阿蘇環境共生基金、これがありますが、ぜひとも今申し上げました企業版ふるさと納税に対しても目を向けていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。課長、ありがとうございます。

次の質問です。寄附をされたお金の使い道の件です。寄附を募りますときに、各自治体ではそれぞれが寄附金の使途・目的を決めているところ。例えば、教育の振興に使います、あるいは観光の振興に使いますとか、そういうふうなことをうたって寄附者に選択をさせている自治体があります。一方、阿蘇市のように全般的な事業に使うという自治体があります。これは、広範囲に予算が配分できて、非常に使い勝手がよい予算だと思われれます。平成30年度ですが、県下の14の市では、阿蘇市だけが別途、使途・目的を決めていません。45市町村の中でも4団体だけが、その目的を決めていないという状況があるようです。現在、ふるさと納税寄附金を運営していく過程で、この寄附事業の委託経費を含む諸経費約1億2,800万円ほどを2億5,000万円から引いた1億2,000万円が一般財源となっております。これは、どのような運用をされておりますか。財政課長、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

寄附金の使途はということでございますけれども、ふるさと納税といたしまして、故郷を思う皆様、それから阿蘇市を応援したい皆様などから寄せられました寄附金につきましては、現在約半額程度を返戻品、それから事務手数料、委託料等として執行させていただいております。残りの半分につきましては、使途を特定させずに一般財源して市の様々な事業に有効に活用させていただいております。それで、使途の計画はというところでございますが、使途の計画につきましては、昨年度担当課でありますまちづくり課のほうから相談を受けまし

て、行財政改革の作業部会というのが庁舎内にありまして、庁内の係長級で構成されます作業部会、こちらのほうで検討させていただいた経緯がございます。引き続き寄附金が増えている他自治体などの状況などを見ながら検証していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。いずれは他の団体のように使途目的を持った運用をしていただかなければならないのかなと思います。今、課長がおっしゃいましたように、各事業支出の微調整的な運用ができるという使い道だろうと思っております。課長、ありがとうございました。

最後の質問であります。このふるさと納税に関して、基金創設はできないかということがあります。このふるさと応援寄附金、これはもっともっと阿蘇の情報を発信して、もっともっと伸び代がある事業であると思っております。現在は、今説明がありましたように、一般会計に繰り入れて運用されておりますが、ぜひとも目的を明確にして寄附を募るべきだと考えます。現在、11の一般会計基金があります。ふるさと納税の資金積立てを目的とした基金創設を条例で定めるべきではないでしょうか。ASO環境共生基金では、自然環境の維持保全の目的で、子どもたちへの環境教育、野生植物の保護事業、景観環境整備事業の3つが掲げられております。基金の使用でそれに関する事業に充てる場合に限り、全部あるいは一部を使えとあるわけです。一般会計で現在予算化されている事業分でも、予算不足のところがあれば、この基金を創設して、趣旨を明確にして、関連性を持たせれば運用できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 先ほど議員のほうが言われました、本市の一般会計予算上では、基金が11ほどございます。その中で、ASO環境共生基金、こちらにつきましては、まさに事業目的を特定いたしました基金でございます。阿蘇の醍醐味でもあります自然環境を守り育むという崇高な理念のもと、先進的に平成19年3月、こちらに設定したところでございます。今後、使途の特定の協議を進める中で、基金条例の制定の適否については、検討・検証・模索していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 課長、ありがとうございます。

税収入が一般財源でだんだん減っていく中で、こういう基金は企業で言えば内部留保と同じ意味合いを持つものではないかと思えます。ぜひとも今の答弁にありましたように前向きに取り組んでいただいて、ぜひとももっともっと応援をしていただける方を募っていただきたいと思えます。

これで、早いですが私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 3番議員、児玉正孝君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

お諮りします。追加議案がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 継続していいということですので、日程表を配布しますので、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。ただ今、市長より議案第 58 号が提出されました。この際これを日程に追加いたしまして議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

議案第 58 号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速でありますけれども、令和 2 年第 3 回阿蘇市議会定例会の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 58 号、令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について。本予算は、第 4 号補正であります。歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び繰越金等を追加、財政調整基金繰入金を減額し、歳出では国の第 2 次補正予算等に伴う事業費を計上しております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 9,365 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 220 億 5,618 万 5,000 円といたしました。

以上、議案 1 件として補正予算 1 件を本日追加して上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加日程第 2、議案第 58 号、令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 2 議案第 58 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 2、議案第 58 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 別冊 1 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 58 号、令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

それでは、1 ページをお願いいたします。本件につきましては、先週末の国の第 2 次補正予算の成立等を受けまして、特に子どもたちを中心とした教育・保健・福祉現場における新型コロナウイルス感染拡大防止と経済的支援に向けた取組みを迅速かつ持続的に推進していくため、また地域の経済浮揚、観光需要の早期回復に向けて、会期中ではございますけれども、追加で補正予算を編成させていただいております。

まず、1 ページの第 1 条でございます。今回の補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,365 万 5,000 円を追加いたしまして、220 億 5,618 万 5,000 円の編成といたしております。

次に、少し飛びまして 5 ページをお願いいたします。5 ページのほうでは、歳出予算の財源内訳を示しております。一番下の歳出合計の欄を御覧いただきたいと思います。今回の補正額 9,365 万 5,000 円に対しまして、財源内訳といたしましては、国・県支出金が 1 億 8,872 万 7,000 円、一般財源につきましては△9,507 万 2,000 円ということになっております。

それでは、主な歳入予算について御説明をさせていただきます。6 ページをお願いいたします。6 ページ、一番上の段、1 行目に書いてあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 4,000 万円を今回新たに計上いたしております。この臨時交付金につきましては、全員協議会で事例集を配布させていただきましたけれども、交付金の使途といたしましては、感染拡大の防止、それから雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復など、幅広い視点から自治体の取組みを支援するものでございまして、国の第 1 次補正予算で 1 兆円、先週可決いたしました第 2 次補正のほうでは 2 兆円が追加されまして、合わせて 3 兆円規模の臨時交付金ということになっております。そのうち交付限度額の提示があっているのは、先ほどありました国の 1 次補正分のみということで、阿蘇市の交付限度額につきましては約 1 億 4,000 万円ということで、細かく申し上げますと 1 億 4,559 万 3,000 円、この額が限度額ということで提示されておりますので、今回はその 1 次補正分の交付限度額の範囲内で 1

億 4,000 万円計上をさせていただいております。なお、国の 2 次補正分、2 兆円の追加分につきましては、これから限度額が示されると思いますので、金額提示後に改めて補正予算等で追加計上する予定といたしております。

また、同じ 6 ページのほうで臨時交付金から下の段になりますけれども、全般的にこちら国の 2 次補正に伴う補助金ということになっております。

次に、7 ページをお願いいたします。7 ページの中段の財政調整基金繰入金につきましては、先ほどの臨時交付金と同額の 1 億 4,000 万円減額計上いたしております。こちらにつきましては、これまでの補正予算のほうでは財政調整基金を取り崩してコロナ対策関連事業に充当してまいりましたけれども、今回地方創生臨時交付金、こちらを追加計上することで財源を組替えるものでございます。その結果といたしまして、財政調整基金につきましては、本年度 5 億 400 万円を取り崩すことになりまして、基金残高が予算上では約 10 億 4,000 万円になる見込みでございます。

それから、その下の 21 番繰越金になります。前年度繰越金につきましては、まだ決算が済んでおりませんが、速報値といたしましては約 8 億 6,000 万円程度を見込んでおまして、今回は前年度繰越金といたしまして 4,492 万 8,000 円を追加計上しております。

続いて、歳出予算について御説明させていただきます。

8 ページをお願いいたします。こちらの 8 ページにつきましては、すべて 1 人親世帯臨時特別給付金事業の事務費でございまして、国から全額補助を受けて実施するものでございます。

その主な部分といたしまして、次の 9 ページを見ていただきたいと思います。9 ページの右側、上から 2 段目、ひとり親世帯臨時特別給付金 3,450 万円になります。本給付金につきましては要件はいろいろございますが、基本的には 1 人親世帯の方へ 1 世帯 5 万円、第 2 子以降は 1 人につき 3 万円を追加するなどの給付を国の 2 次補正、100%の補助を受けまして実施するものでございます。

次に、10 ページの上から 2 行目、12 番委託料になります。乳幼児健康診査個別実施支援事業委託料につきましては、いわゆる 3 密を避け、定められた月齢に安心して、安全に乳幼児健診が受けられるように、医療機関での個別健診、こちらにも対応するために委託料として 24 万 8,000 円を計上いたしております。

続いて、同じ 10 ページの中段になります。左端の目レベルで申しますと 2 番の商工振興費ですけれども、記載のとおり財源変更ということで変更を行っております。こちらにつきましては、既に予算計上している既存事業費の一部を財政調整基金のほうから地方創生臨時交付金に組替えるものでございます。この組替えの対象となる事業といたしましては、阿蘇市の独自事業であります 1 事業者当たり 13 万円を支援する事業継続支援補助金、それから 5 万円を上限といたしまして家賃の 2 分の 1 を支援する家賃補助などにこの地方創生臨時交付金 1 億 4,000 万円を充てるものでございます。なお、予算の執行状況次第では、改めて充当先を変更する場合がありますので、補足させていただきたいと思います。また、そのすぐ下の目 3 観光振興費になります。今回阿蘇市の独自事業といたしまして、宿泊客誘致緊急対

策事業補助金 3,600 万円を計上いたしております。本補助金は、阿蘇市内への観光需要喚起に向けた支援策でございます、2 種類の補助メニューを創設しております。まず、1 つ目といたしまして、九州内の方が阿蘇市内に宿泊する場合に、1 人当たり 5,000 円を上限に補助するもの。それから、もう一つは、スポーツ合宿支援といたしまして、宿泊日数が延べ 20 人以上で、市内公共体育施設等を使用する場合において、使用料を全額公費負担するものでございます。

最後に、その下の 10 ページから 11 ページにかけての教育費になりますけれども、まず 10 ページの一番下の報酬につきましては、一般質問でもございました、学校におけるコロナウイルス感染拡大防止に向け、教室内の密を回避し、分散型の授業を実施するために、学習支援員 3 名の雇用に係る人件費 418 万 7,000 円を計上いたしております。

また、次の 11 ページの上から 2 段目、12 番委託料になりますけれども、こちらもスクールバス内の密を避けるという意味でバスを増便するための費用 250 万円を計上いたしております。

以上、新型コロナウイルスの更なる感染防止策の強化と地域経済の早期回復に向け、追加で補正予算を編成させていただきました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 58 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

よって、令和 2 年第 3 回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

着座のままで御挨拶申し上げます。令和 2 年第 3 回阿蘇市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、6 月 5 日開会以来、本日まで 15 日間にわたり、提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議

了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たり、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、施政各般における向上を期し、更に一層の熱意と努力を払われますよう希望するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症については、市民生活や経済に大きな打撃を与えています。1日も早く元の生活に戻れるよう、市民の皆さんや事業者に寄り添った支援に御尽力いただくとともに、早期の終息となるように願うものであります。

終わりにりましたが、終始、議会運営に御協力をいただきました議員並びに執行部各位の御協力に対しお礼を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第3回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。

午後2時39分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 2 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員